

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第21回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成22年1月29日(金)午後6時00分～午後8時05分		
開催場所	小金井市役所第2庁舎801会議室		
出席者	委員長 坪郷 實 委員 副委員長 浅野 智彦 委員 委員 金子 修二 委員 持永 利之 委員 森実 邦明 委員 境 智子 委員 本多 龍雄 委員 上原 秀則 委員 欠席委員 石黒めぐみ 委員 須内 勝子 委員 高岡 裕 委員 内藤 治誠 委員		
担当職員	情報システム課長	伊藤 信之	
事務局	長期総合計画等担当部長	伊藤 茂男	
	企画政策課長	天野 建司	
	企画政策課調整担当課長補佐	高橋 啓之	
	企画政策課主査	吉川 まほろ	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 一部不可	<input type="radio"/> 不可
傍聴者数	0人		
【会議次第】 1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 21陳情第57号市民参加推進会議に関する陳情書について (2) 若者の市民参加について (3) その他 ・今後の市民参加推進会議の検討事項 3 次回推進会議の開催日について			
【会議結果】 ■開会 ■21陳情第57号市民参加推進会議に関する陳情書について ・企画政策課長より説明 ■若者の市民参加について ・浅野委員より事例紹介と資料説明 ・持永委員より藤沢市電子会議室について資料説明 ・金子委員より企業活動の中の若者の参加について例示と資料説明 ・電子会議室についての先進市の事例と小金井市IT計画について 情報システム課長より説明			会議録ページ P 1 P 3 P 1 0 P 1 4 P 1 6

<p>【主な意見】</p> <p>○京都市の新・京都市基本計画にあたる小金井市の計画があれば、この若者の市民参加についても盛り込んでいった方がよいのではないか。</p>	P 2 0
<p>○この地域は大学が多いので、地域社会と行政とか政治などという課題に取り組んでいらっしゃる先生方に働きかけるなどして、そこが核になって若者が結集していくような事が出来ないか。積極的に若者に目を向けて働きかけが必要だと思う。</p>	P 2 1
<p>○2つの問題が出ている。1つは地域の市民の中の市民参加という場合でも、特に2・30代の参加を促すための仕組みをどのようにすればよいのか、京都市のように仲介役として地域の団体がその役を果たすのがよりベストだが、市には京都市の財団に当たるようなものがないのでたとえばその仲介役となる可能性がNPOなどにあるのではないか。もう1つは、市役所の内部の職員の中で、若い職員の発想をもっと生かせるような方法はないのか。基本構想、基本計画づくりに職員の中での若い層にどのような関わり方が現状としてあるのかということである。</p>	P 2 2
<p>○小金井市の活性化のポイントというのは、若者と広域化と産官学連携この3つだと思う。</p>	P 2 3
<p>○いろいろなプロジェクトができてきて、それも市民参加の1つの切り口だと思うが、市役所の若手職員の意見を聞く、いろいろ提案させるというのも非常に大事だと思う。新しいプロジェクトができたなら、幹部候補生教育みたいなものだと思うがそこに入れる。入れて運営の企画をやらせる。その中で、他の若手を引っ張ってくるとか、若い人の発想を取り入れていけばよいと思う。</p>	P 2 4
<p>■今回の討議の結果を提言書にまとめる。</p> <p>■次回の検討事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の市民参加についての議論を継続する。さらにより具体的な提案ができれば提言に加える。 	P 2 5
<p>■次回日程</p> <p>平成22年5月21日（金）18：00～</p>	P 2 8

【提出資料】

- 1 若者の市民参加のあり方：いくつかの事例から 東京学芸大学 浅野智彦
- 2 藤沢市市民電子会議室の仕組みと役割
 - ・ 藤沢市市民電子会議室ルールについて
 - ・ 藤沢市市民電子会議室設置要綱
 - ・ 藤沢市市民電子会議室運営委員会運営基準
 - ・ 藤沢市市民電子会議室利用規約
 - ・ 市民エリア会議室開設運用規約
 - ・ ふじでんニュース（藤沢市市民電子会議室ニュースレター）
- 3 持永委員提出資料「藤沢市の市民参画・協働」より抜粋
- 4 金子委員提出資料 新聞各紙より記事抜粋

第21回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成22年1月29日（金）午後6時00分～午後8時05分

場 所 小金井市役所第2庁舎 801会議室

出席委員 8人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 金 子 修 二 委員 持 永 利 之 委員

森 実 邦 明 委員 境 智 子 委員

本 多 龍 雄 委員 上 原 秀 則 委員

欠席委員 石 黒 めぐみ 委員 須 内 勝 子 委員

高 岡 裕 委員 内 藤 治 誠 委員

担当課職員

情報システム課長

伊 藤 信 之

事務局職員

長期総合計画等担当部長

伊 藤 茂 男

企画政策課長

天 野 建 司

企画政策課調整担当課長補佐

高 橋 啓 之

企画政策課主査

吉 川 まほろ

傍 聴 者 0人

（午後6時00分開会）

◎坪郷委員長 それでは時間になりましたので、皆さん、こんばんは。ただいまから第21回市民参加推進会議を開催いたします。石黒委員、須内委員、内藤委員と3人の方からは欠席の連絡が入っておりますので、3人の方がご欠席です。あと、連絡がない方もおられるんですが、きょうは8人でしょうか、という状況です。それでは、本日の次第に従って、市民参加条例運用状況等について、議題としたいと思います。

市民参加条例運用状況等についてというところで(1)、(2)、(3)と挙がっておりますので、順番に(1)から始めていきたいと思っております。初めに、21陳情第57号市民参加推進会議に関する陳情書についてということで、前回、この件について、そういう陳情書があるということについてはお伝えをしたところですが、それについてまず議題としたいと思います。まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

◎天野企画政策課長 それでは、ご報告したいと思います。21陳情第57号市民参加推進会

議に関する陳情書について、議会での結論が出ましたのでご報告いたします。

陳情の中身は、平成21年5月22日及び7月11日に開催された市民参加条例の一部を改正する条例についての市民参加推進会議での議事の中での発言に關してでありました。結果につきましては、平成21年12月11日開催の総務企画委員会にて起立採決の結果、起立少数により不採択すべきものと決定し、12月25日開催の本会議におきまして最終的に不採択となりました。なお、総務企画委員会において委員から次の意見、要望がありましたので、要点にてご説明いたします。

本陳情に対しては、私はいかがなものかという思いを持っている。小金井市は十人十色、意見がさまざまな方によって構成されており、それはどこの自治体も同じである。そうした中で多くの市民の意見が集約され、そして議論される場を設け、そして、そこからよりよいものを導き出そうという形で進められているものに対して、その中のある委員の意見が自分の考えとそぐわない、あるいは違っているからといって、それを公の場であげつらい、そして、ただしていくというのは、私はいかがなものかと考えている。私たち市議会議員は、市民から選挙によって負託された人間である。選挙によって選ばれ、市民の皆さんの血税で報酬を得ている人間と、また、一般公募の中で選ばれている方たちの間では、明らかに重みも違うと考えている。この陳情書に対しては出されてくる形態についても残念であるし、この陳情書の中身をこの場、（議会）で発言され、そして部局に対して追及されるというか実態を暴き出そうというか、そういうやり方について、私はいかがなものかということ述べておきたいと思う。

以上のような発言の後質疑を終了し、先ほど申し上げましたように12月11日の総務企画委員会では起立採決の結果、起立少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、前回、議会での結論が出ましたらご報告いたしますとしました陳情書についての結果でございます。

以上で報告を終わります。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりました。昨年の当推進会議での議事録で意見の発言をとらえた陳情書が議会へ出された、結果は不採択ということになったというご報告です。これについて私は、市民参加推進会議というのは市長の附属機関ですし、我々はその附属機関として、これまで委員が熱心な討論に基づいて進めてきましたし、今後もそういう委員の意見を踏まえて委員会としてそれぞれの課題について結論を出していくということで、これまでも取り組んできましたし、今後もそういう形で取り組んでいくというふうに考えておりますので、この件についてはこれ以上、我々にとって議論することはないのではないかと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎坪郷委員長 よろしいでしょうか。じゃあ、以上で21陳情第57号市民参加推進会議に関する陳情書についてを終了させていただきます。

次は、(2)の若者の市民参加についてということを議題にしたいと思います。それで前回、

市民参加の前提となる若者の意識についてと題して、浅野委員からお話をいただきました。本日も前回に引き続き、今回は具体的な事例を取り上げていただいておりますが、事例を通じて、前回に引き続き若者の市民参加について取り上げることにはしたいと思います。浅野委員から報告をしていただきますが、あわせて持永委員からも藤沢市の市民電子会議についての問題提起がされておまして、資料は事前にお送りさせていただきました。また、金子委員からも資料を事前に提出させていただいて資料が配付されておりますので、まず浅野委員にお話をいただきまして、それに続いて持永委員、金子委員から発言をお願いしまして、さらに市役所のほうから電子会議室の関連で情報システム課長さんが出席をいただいているということですので、資料がきょう配付されていますか。机の上に配付された追加の資料がそれだと思いますので、それについても説明をしていただくことにします。

それでは、まずは浅野委員から報告をいただいて進めさせていただきたいと思います。お願いいたします。

◎浅野委員 では、前回に引き続きまして私のほうから少し事例の紹介をさせていただこうかと思っております。お手元に2枚つづりの4ページにわたる紙が配られているかと思っておりますので、それをごらんいただけますでしょうか。

前は意識調査のデータを用いて、それはどちらかという私の専門に近いところだったんですが、今回の地方自治体の行政等に若者が参加する取り組みについてというのは必ずしも私自身、これまで勉強してきたこととは、ややずれているところもありまして、今回改めて勉強させていただいたというような次第であります。

概略から申し上げますと、まずこういうことを調べる際に、通常は国の機関がこういう取り組みの事例集をつくっていることが多いんですね。ですが、若者に関して言いますと、若者の雇用、就職支援でありますとか社会的自立支援に関する取り組みの事例集というのはあるんですが、市民参加でありますとか地方自治体、行政への参加の取り組みについての取組集とかデータベースのようなものは残念ながらありませんで、したがって全国的な全体的な動向でありますとか、それから、地域別に見たときに、あるいは自治体の規模別に見たときにどういう特徴を持っているとか、そういう全体の傾向をつかみ出すことは大変困難であるというのが現状であります。そこで今回は、各自治体でありますとか自治体と協働関係にあるNPO、あるいは各種法人がネット上で公開している資料の中から、とりわけ活発であるとみなし得るものを私のほうでピックアップして紹介するという形をとりたいと思います。

各地の事例というところからいきたいのですが、挙げ始めると切りがないので、ここでは5自治体のものを挙げ、その後で後半で京都市の例を少し詳しく取り上げてみたいと思います。

まず秋田県の事例なんですが、これは「若者会議！」というテーマで2009年からでしょうか、行っております。事業目的としてそこに書いてあるようなことが掲げられておまして、一応読んでみますと「人口減少や高齢化が進む秋田県において、今、将来を担う若者の力が求められています」。人口減少、高齢化、秋田県は多分ワースト5の中に入っていると思うんで

すね。そういうこともありまして、秋田県は多分かなり強い危機意識を持っています。秋田県で有名な統計といえますと、自殺率が非常に高いということ、それから、出生率が非常に低いということ。学力では全国で一番という明るいデータなんですけれども、暗いデータが結構ありまして、若者の力をここで活用しようという、そういうコンセプトのようであります。「ふるさとを暮らしやすく夢や希望を持てる場所とするために、地域の課題解決を目指して若者の柔軟な発想で考え、話し合い、行動する 때가 やって きました。ヤングミッション！若者会議を通して自ら社会参加することで、ふるさとのよさを見つけ県南から秋田を変えていきましょう」と。これは県南版なんですけど、県を3つの区域に分けて、それぞれにおいてこの「若者会議！」というものを実施し、そこで若者の声を吸い上げて行政に反映させていこう、そういうイベントであります。

県南につきましては比較的詳しい資料が公開されておりまして、これは県南NPOセンターという、NPOですね、これは主体が。そこが県から多分委託される形でということになると思うんですが、主催は県で、運営は県南NPOセンターという形になっています。これが県南地方の各市町村で会議を実施し、意見を集約するというをやっています。ですから、これは県の行政全般に対する意見の吸収、集約という企画であるというふうに理解しておけばいいのかなと思います。

お隣の山形県の事例が2番目であります。これは「住民参加型公園整備事業」というタイトルで紹介されているものでありまして、公園をつくる際に、その公園のデザインに関して若者をデザイン決定の場面に参加させるという、そういう取り組みです。これは2006年にほぼ完成しておりますので、大体2006年までということなんです。事業内容としては、そこに書かれているとおりであります。これも確認のために読ませていただきますと、「最上川ふるさと総合公園は、最上川の景観、蔵王・月山の眺望、さくらんぼ等の果樹園が広がるなど、恵まれた環境にあることから、温泉で営む民間事業と連携を図りながら公園整備を進めている。平成15年度からは未整備の区域において住民参加による公園整備を実施しており、そこにぎっと書いてあるようなゾーンに区分し、各エリアの分科会毎に公園整備方針等の検討を行っている」。このゾーンの中でスポーティーゾーンですね、ここに若者を参加させるということなんです。

2ページの頭に続きが書いてありますが、「その中の『スポーティーゾーン』では、若者を中心としたワーキンググループが結成され、公園施設としては全国的にも珍しい『スケートパーク』が整備された」。スケートというのはアイススケートではなくて、いわゆるインラインスケートですね、地面の上でやるものだと思うんですが、そのためのパークが整備された。「若者達は計画・設計・施工に」、施工にまで参加したみたいなんですけど、「施工に参加し、ワークショップを重ねるごとにスケートパークへの親しみや愛着を持つようになり、現在はスケートボード教室等を行うなど維持管理運営まで積極的に参加している」。この維持・管理・運営のところについては詳しい資料がなくて、どのような形で参加しているのかよくわからなかったんですが、一応現在も若者がそこにかかわっているということのようです。

スケートをやる人自体が若者ですので、このスケートパークが若者を集めるある種の集客効果を持っているというふうに、この取り組みについては評価されているようでありました。これは実施主体は県でありまして、県がどこかのNPOに委託したというような説明が特になかったので、おそらく県がやったのだらうと思われまして、これは先ほどの秋田県の場合とは違ひまして、単独事業ですね。公園整備という単独事業について、その決定過程に若者を参加させるという、そういうある種単発的なのいいましょか、そういう取り組みと見ておくのがいいのかと思います。

3番目の京都市については後で詳しく見ますけれども、これが最も大規模だと私は思うんですが、ユースアクションプランを策定する際、市の若者に対する基本的な施策計画も、これを策定する際に若者をそこに参加させるという、そういう取り組みであります。これは2001年、中心的に若者がこれに参加したのは2001年ということになるんですが、その前後の期間にさまざまな取り組みがあったようでありまして、事業内容としましては、「新・京都市基本計画に基づく若者施策の指針策定に若者自身が参加」と。ですから、話は2段階になっておりまして、まず京都市の基本計画を策定するという段階がありまして、この段階で既に若者の意見がある程度反映されています。その反映された基本計画の中で、若者施策に関する基本指針を立てることが明記されているんですね。その計画に基づいて若者施策への基本指針を策定する、その際にさらに若者を積極的に参加させていくという、こういう2段階構成になっております。

実施主体は、京都市と財団法人京都市ユースサービス協会という団体ですね。これは、NPOではなくて財団法人のようでありまして、このユースサービス協会が2001年のこの件に限らず、そのずっと前からさまざまな形で地域と若者を結びつけるような活動を、ずっと行ってきたんですね。これはかなり活発で大きな団体でありまして、この団体の実力といいますか力量にあずかるところが大きいのかなというふうに思われました。これは、詳しくは次節で紹介をいたしたいと思ひます。

4つ目が今話題の松山市なんですが、事業名は「若者が創る『坂の上の雲』のまちづくりモデル調査」。もともと、これはもう少し前の話でありまして、事業は2003年から2005年。実はここでスタートした事業は、一部は現在も継続中だそうなんです。が、中心的な事業は2003年、2004年、2005年というふうに行われていたとなっております。

事業内容は、これもそこに書いてあるとおひですが、確認のために読みますと「『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想」というのがありまして、これは「『夢や希望を持ち、目標に向かって進む』」。どの自治体もやはり夢や希望を持っていただきたいと考えているようなんで夢や希望という言葉がすごくよく出てくるんですねけれども、そういう「坂の上の雲の精神を活かし、小説の登場人物にまつわる市内に点在する有形・無形の地域資源」。松山の知り合ひに聞きますと、有形・無形の資源が今非常に効いているようで、観光客が非常に増えているそうなんです、NHKのテレビドラマ等の効果もありまして。それを「生かし、まち全体を

屋根のない博物館と捉えたまちづくりである」と。「その推進には市民主体の事業展開で進めている」。この市民主体の中でもとりわけ若者の力を重視しようというのが、この企画の肝であります。「今回の調査で」、今回の調査というのは、このさまざまな都市再興というか都市振興策、取り組み調査ということなのですが、この調査で「市民が事業主体とする仕組みづくりや市民参加の意識啓発の促進を行ったほか、『松山市観て歩いて暮らせるまちづくり交通特区』として、地域参加型のまちづくり計画に基づく交通規制も実施するなど、各種の取組を進めている」というふうに評価されております。

実施主体は非常に多元的でありまして、市がもちろん関連しているんですが、松山市内にあるさまざまな若者のまちおこしグループであるとか、あるいは若者に限らず地元のいわゆるまちづくり団体でありますとか、それから、一部、大学ですね。特に愛媛大学教育学部の関与がここで特記されておりましたけれども、そういった多元的な主体の協働によって、さまざまな形で推進された事業であるというふうに評価されております。ですから、これは一言ではなかなかまとめにくいんですが、いろんなプロジェクトが緩やかな連結の形をとる、広く緩く、浅く緩く連結した形をとっているものというふうに見ることができるのではないかと思います。

最後5番目が鹿児島市の取り組みであります。これは「若者市政塾での市長とふれあいトーク」というものでありまして、事業期間といいますか、これはあまり公開された資料では詳細がよくわからないところもあるんですが、おおむね2005年から2006年というふうに評価されておりました。事業内容としましては、若者市政塾というところが会員その他一般参加者を集って市長との間で意見交換を行い、その意見を市のほうに吸収してもらう、こういう企画であります。特に設定されたトピックは、「交通」、「観光」、「教育」、「雇用」のテーマでありまして、これについて若者から意見聴取をし、政策に反映するということです。

実施主体は市ということになるかと思います。市長との意見交換ということであれば、いろんなところで行われています。鹿児島市がここで特筆に値するなと私が考えているのは、それがどのように市の政策に反映したのかという、ある種評価書のようなものを策定して、これを公開しているということなんですね。お配りした資料の中には入っていないんですが、例えばここで、たくさんの発言があるので全部は紹介できないんですが、一例を紹介すると、参加者、専門学校生の方が「鹿児島市は一極集中の交通体系だが、そのために交通渋滞が起りやすい、どうか」というような意見を出していて、これに対して市長が回答を与えています。長いので全部は読みませんが、最初の部分だけ読むと、「交通体系を根本から見直していかなければならない時期にきている」云々というふうに回答していて、この回答に対応する関係部局が明示されており、その関係部局から、今後の方針等が提起されています。企画部というところと建設局から、それぞれ回答が与えられています。それに対して現在までにどのような処理状況がなされているのかという、翌年の段階での評価が明示されているんですね。ここまできっちりやっているところはほかにはないと思いますので、市長との懇談会といっても、ここまですべてに反映させる意向を明確に貫徹しているところは珍しいかなと思って、ご紹介した次第であり

ます。

ほかにもいろいろあるんですが、全般的に市政全体に対する意見を聞くというタイプと単発的事業に対して若者を参加させていくという、そういうタイプの事業があるということ。それから、京都市のように特に市を盛んにしようというんでしょうか、まちおこしというようなものではなくて、もう少し通常運営の中に若者を取り込んでいくというタイプの事業と、まちおこしですね。松山の場合であるとか秋田県の場合のように、いわばほうっておくと停滞しがちなところを若者の力を入れることによって活発にしていこうというまちおこし、地域づくりという、そういうような観点から若者の力を使おうという、そういう流れと分けることができるのかなというふうに思ったりもいたします。

次に、京都市の場合をもう少し詳しく見ていきたいと思えます。小金井市のことについて考える際には、例えば秋田や松山の場合よりも、この京都市の場合のほうが、置かれた状況としては近いところがあるのかなというふうにも思えます。まず概略ですが、京都市の場合は、なぜ京都市はこれほど熱心にやっているのか、背景事情がよくわからないところもあるんですが、ただやはり結論から言うと極めて包括的であり、かつ継続的な若者の市政への参加促進を目指しているというふうに評価できると思えます。これは京都市と先ほど申し上げました財団法人京都市ユースサービス協会との協働が原動力になっており、ユースサービス協会の力なくして、おそらくこれは実現されなかつたらうなというふうに思えます。

このユースサービス協会というものがどういうものなのかというのを一言で説明するのはなかなか難しいんですが、協会の公式サイトにおける建設趣旨というか創立趣旨のようなものをここに紹介してみたいと思うんですけれども、ちょっとごらんいただきたいんですが。「1988年3月に、青少年の自主的な活動の振興を図ることにより、京都市の青少年の健全な育成に寄与することを目的に設立されました。青少年の社会参加の機会を広げるために、自主的な活動を支援していこう！という『ユースサービス』の考え方で、京都市など関係行政機関や青少年団体、青少年やその指導者と協調しながら、活動を展開しています。また、このユースサービスの考え方で、京都市内7つの青少年活動センターを京都市より委託を受けて運営しています」ということで、京都市内に7つ、青少年活動センターがあり、そこを運営している団体であるということです。ここに2007年の事業例を挙げてあるんですが、これはほんとうに概略でありまして、実際の運用実績といいますか、公開されているもので一番新しいものは2007年度の事業報告で、2008年度はまだ公開されていないんですが、2007年度の事業報告。これもコピーしてお渡しすればよかったです、相当多岐にわたる事業をやっております、雇用を中心とした社会的自立支援から問題を持った若者たち、例えばひきこもりであるとか非行みたいな、そういう問題を抱えた若者たちに対する援助であるとか、あるいは若者の中でも特にいろんな組織でリーダーの立場に立っている、例えばボランティアグループでリーダーになっている子たちを集めてリーダー育成支援方法を推進するとか、さまざまな事業をやっています。2007年度の事業例として、ここに4つに分けて書いてあります。

自主事業というのは、この財団が独自にやっている事業であります。多様な事業をやっているんですが、2番目の京都市受託事業というのが、京都市から委託を受けて推進している事業です。その他の団体から委託された事業が、3のその他受託事業ということになります。4も、これはある意味では京都市からの委託の中に含まれるわけなんですけど、その中でも特に一まとめにしてしまったほうがいいので4番に一まとめにされているんだらうと思いますが、京都市内にある7つの青少年活動センターですね、これを運営する事業というのが挙げられております。

今回紹介したいのは、ユースアクションプラン策定の経緯であります。これについては、ユースサービス協会の水野篤夫さんという方が論文にまとめておられます。今回は、それに主として基づいて、経緯をここでご説明したいと思います。まず、もともと1988年に創立されて以来、京都市の地域と若者の関係について、この財団はさまざまな活動を行ってきたんですけども、2000年にちょっとしたきっかけがありまして、京都市の政策決定の中核部に若者が入っていくことになるんですね。と申しますのは、2000年に京都市が新・京都市基本計画なるものを策定するに当たって、若い世代にパブリックコメントを求めたわけですが、求めてもほうっておくと大体若者はこういうものには応じてきませんので、京都市ユースサービス協会に「何か意見はありませんか」というようなことがいったんだらうと思うんですね。そこでユースサービス協会としては「これはいいチャンスである」と考え、この意見提起、パブリックコメントを提起するためのプロジェクトを立ち上げました。関連する、そこにかかわりのある若者に声をかけて、高校生3人、大学生7人、それから、社会人の20代5人が集まり、意見、提案を出すことになりました。まず、市の基本計画を協議する審議会を傍聴させてもらうというところから始まったわけですね。この傍聴した上で、何回か話し合いの機会を持ちます。討論会をするんですが、そこで討論をしながら自分たちにとっての京都市ということ考えたときに、どんなキーワードがあり得るかということでキーワードを書き出してもらった。これはちょうど昨年の夏というか、ここしばらくずっとやっているかと思うんですが、小金井市民討論会でしたか、あそこでやられている、いわゆるワークショップ形式に似たものですね。いわゆるKJ法のようなものを使ってキーワードを出して行って、似たキーワードを集めて行ってグループを形成していくというようなプロセスを踏んだんだらうと思うんですが、そういう形でテーマごとにグループをつくって行って、そのグループに分かれて、グループ内でさまざまなディスカッションを何度か繰り返していくということをやります。それでグループごとに提案を作成してもらって、これを一まとめにして市のほうにパブリックコメントとして出すというようなことをやりました。

基本計画のほうにはこれを反映する部分がありまして、基本計画の中に「青少年が参加するための何か施策を打たなければいけない」という趣旨の文言が明記されることになりました。

2001年にこの文言に基づいて青少年育成計画、いわゆるユースアクションプランというものなんですが、これを策定することになりました。この策定に当たって再び青少年を参加さ

せるべきではないかということになり、ユースサービス協会が再びここでユースアクションプランに対して若者の声を反映させていくためのプロジェクト、意見を取りまとめるプロジェクトを立ち上げたわけでありまして、このプロジェクトに関しましては、今度は京都市がもう少し積極的にかかわっていくことになりまして、京都市とユースサービス協会の協同運営の形で推進されたとなっております。

メンバーは公募によって集められて、12人の若者が参加しました。このプロジェクトの会合には市の関係者も参加していたようで、計画の素案について市の担当者が訪れて、どういう経緯でこのような素案になっているのかといったことから、その素案が意味するところなどを説明する機会が設けられています。その説明を一通り受けた後で若者たちは各自自分の関心のあるテーマを表明し、再度グループ分けし、幾つかのテーマごとのグループをつくった後で、そのグループ内部でディスカッションが行われるというプロセスをたどっております。グループ内での討論を集約しまして、提案書が策定されます。提案書は、市の青少年問題協議会の中にある専門委員会に提出され、若者自身もその専門委員会に出席して提案の趣旨説明を行うというようなことをしております。

これのうち、その提案の原案は公開されていませんので、何がどのぐらい反映されたのかということとはちょっと評価しづらいんですけども、かなりの部分がユースアクションプランに反映されたというふうに、当事者のほうでは評価しているようであります。そのユースアクションプランなんですが、それをお見せするべきなんですが、それが極めて分厚いものでありまして、全体で70ページぐらいのものなんです。かなりしっかりとしたものでありまして、回しますので、パラパラっとごらんいただければと思います。

この団体は、ユースアクションプラン策定後も京都市との間で緩やかな連携関係を持ちながら、さまざまなプロジェクトを同時多発的に遂行中でありまして、特に若者から行政への提言ということであると、「WACCORD」という。日本語の若人と、いわゆる京都議定書のアコード、あれをかけているんですけども、若者のプロジェクトチームの中で京都市は若者に対してどういう施策を打つべきか、打ってくれるとありがたいかというような提言をまとめて、公表しています。これもちょっと回しますので回覧していただければと思います。

というわけでありまして、とりあえず事例紹介はこういう形です。私がこういうことを申し上げる資格があるのかどうかややわからないところもあるんですが、若者を市政にも積極的に参加させるための定常的などというんでしょうか、恒常的な仕組みをもしつくるんだとすると、おそらくここで京都市がやったように、市の基本計画のようなものを策定するときには若者施策に関する一定の指針を示すということが前提になるのかなというふうに思います。そこである程度の方針を示した上で、そこから若者参加の場所づくりであるとか仕組みづくりであるとかを考えるといいのではないかということが1点。

もう1点は、それを実施するためには、いわゆる現実のものにするためには、おそらく市だけでは難しいだろうと思うんですね。このユースサービス協会なくしては、おそらくここまで

はいかなかったと思いますので、小金井市の場合も市とそれから何らかの市以外の団体、NPO団体でもいいですし、ここでは財団法人ということになっているんですが、市以外の集団との協働は不可欠だろうと思います。

小金井市の特性を考えたときに大学がたくさんあるということがありまして、大学との協働関係も、市以外の団体との協働関係ということを考える上で大学というものも資源の一つとして位置づけられるのかなというふうに思いました。以上2点、個人的な感想ですが、そういうことを考えた次第であります。

以上です。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。若者の市民参加のあり方ということで、具体的な事例を通じて、さらに小金井市で適用すると、それがどういう論点整理が必要なのかという、2点、最後にまとめていただきました。後で事例について、さらに浅野委員の具体的な2点の提案について、議論をしたいと思いますが、続きまして持永委員、金子委員、情報システムの課長さん、3人の方の説明を聞きまして、それで全体として議論をしたいと思いますので、次に、それでは持永委員からお願いできますでしょうか。

◎持永委員 この委員会で若者の社会参加というテーマにつきまして、小金井市の場合はパブリックコメントにしても各種委員の公募にしても、いわゆる一般市民、市民の反応も、いま一つだ。中でも青年の意見を吸収する、参加させるというのは、これは至難のわざなんですかね、どうなのかなというのが最初、発想だったんです。先進的な市民参加を実施している自治体に、いろいろ伺ってみるんですが、なかなかいい案がない。今、浅野委員からこういう資料を提供されると、ああ、ここにたどり着けばよかったなという気が、今しているわけですね。この議題も、市長のほうに提言する、まとめてそれを諮問化して提出するという場合にどういう形になるかなと思ったんですが、電子会議を研究していたんですけれども、浅野先生のおっしゃる、この辺の落ち着き方が一番いいんじゃないかなというのを、聞いていて思いました。そうしますと電子会議のほうで飛んでしまうんですけれども。各自治体が非常にてこずっている中で『藤沢市の市民参画・協働』というこの本にぶつかって、さらに藤沢市の推進会議の市の市民自治推進課ですか、というのにいろいろアタックして聞いてみたんです。そこで資料を事前にお配りしてあるんですけれども、それを読んでみますと「運営委員の構成になぜ若い人がいないのか」という、この中にあるんですね。それをピックアップして見ますと、「運営委員会及び地区全体集会などに参加する市民は、40代以上の人が多い。特に、運営委員の構成は50代、60代が中心となっている。若い人の参加を誰もが願っているが、ほとんどいない。そのため、若者が興味を持てる活動の展開、あるいは若者が参画しやすいような役割の明確化などが議論されるが、妙案はない。若者の立場からすれば、自分の親と同じ年代の人たちの中に入っていく気にはならないのであろう」。この理由は、それだけじゃない、もっと大きな理由があるんだと思いますが。「現在のくらし・まちづくりの会議に若い人を参加させようとすることに無理があると考えたほうがよい」。今度は市民電子会議室を設けましたところが、「市民電子会

議室の参加者は、20代と30代が全体の6割を占めている。こうしたしくみをくらし・まちづくり会議の中に持ち込めば若者参加の可能性はある。地域に根をおろし、そのうえでより広範な人々と意見交換し、情報発信する新たな方法が求められている」。こういうふうに書かれています。その次のページなんですけど、今度は電子会議の分析なんですけれども、(3)ですね、「若く新しい層が参加」。この「発言登録者は電子会議室に積極的に参加しようとしている人と言える。では、そうした人たちはどんな層なのだろうか。登録内容から推測してみると、これまでは市政へのかかわりが少なかったフレッシュな顔ぶれが多いようである。その様子について図表4-6、図表4-7の計5つの円グラフを参照しながら見てみたい。性別では、女性の進出が著しい」。その「発言登録者は、2000年7月に全体の4分の1にとどまっていたが、その後4年間に着実に増えて3分の1を超えるまでになってきた。次に目立つのは市外居住者の参加である。発言登録者を居住地域別に見ると、市内在住者は68%にとどまり、残りの32%は市外在住者が占めている。こうした市外からの参加があることについて会議室の運営に当たってきた関係者は高く評価する。『外からの視点が入り入れられ、結果として、より多様な実りの多い議論ができることになっている』」。デモクラシーのこちらのほうに、岩波のものですけれども、載っている。

「年代別では、若い成人層の参加が目立つ。登録者が多い年代順に並べると、30代、20代、40代、50代、60代、10代、70代以上となる。新しい情報技術を活用した試みであることを反映して30代と20代で全体の6割近くを占めるが、50代、60代もそれなりに参加しているのが当会議室の特色でもある。職業別には、『その他』を除くと、会社員、学生、公務員、自営業、団体職員の順。上位3者で5割を超える」。

今度は時間帯なんですけれども、どういう時間帯に会議に参加しているかという、これは読めばわかるんですけども、四六時中、24時間意見が入ってくる。最後ですが、その次の86ページの最後のほうの、グラフのちょっと上のほうなんですけど、「こうしたことから電子会議室は『時間や場所の制約なしに参加できるため、これまで市政に参加する機会が少なかった人たちにも活用されている』と言えそうである」。これを見つけてまして、こういうのがあったんだということで、この会議にこういうのがあるという紹介をしたわけです。

それでは、その市民電子会議を小金井市に持ち込むか持ち込まないか、これはまた別問題で、これをやって若者の意見が吸収される、それは大成功なんですけども、効率的にどうなんだろう。おそらく電子会議を立ち上げるためには、かなりの予算と人的資源、それから、綿密な計画と規約ですね。そういうことをこつこつと重ねていかなきゃならないのは、この推進会議ではちょっと手に余るなど、重いテーマだなど。これは別個でそういうことをやろうと、市長も行政も、それから、議員の方々も、皆さんがこれを小金井市でやってみようじゃないかというふうにならないと、具体的に突っ込んでいっても、今ここでやっても時間の無駄と言ったらいけないんですけども、先月から今月にかけていろいろ考えたんですけども、これは大きなテーマ過ぎると。こういう例は事例として、我々が承知していればいいじゃないかなという、私は

気持ち的にはそう結論づけてしまっています。

この藤沢市が先鞭をつけたわけですけれども、1997年ですか。2001年から立ち上げたわけです。2001年、2002年と。2002年になりますと、藤沢市の第1号が非常に全国的に話題になるんですね。それで、うちの市でもやってみようということで、この資料によりますとNTTや慶應義塾大学の藤沢キャンパス等の調査によると、全国733自治体がこれを始めたというんですね、電子会議室を。結論からいくと、今、どのぐらいの自治体が電子会議室をやっているかということ、きょうのインターネットでは339。ですから、かなりのトーンダウンというんですか、やらなくなった自治体が増えたということなんですね。いわゆる低下傾向にある。その原因は何だということやっぱり、一番の原因は、効果がなかったというのがあるんですね。思うように若者の参加がなかった、一般市民の参加がなかったというのが第1位。それから、2番目が、予算が続かないというのがあるんです。一番の効果というのは、投資した金額が見合わないと感じているでしょうね、効果がない。それから、3番目が、行政からの情報がだんだん減ってきたとあるんですね。だから、話題不足になってきた。4番目が、苦情とかそういうたまり場になって、これを扱っている職員が手を焼いたんですね。続けられないということで、だんだん行政として、自治体として消極的になってしまったのではないか。きょうはたくさんの資料をちょうだいして、市の事務局の方に用意していただいたんですが、それでもやるとなると、どうなんでしょう。ふだん、市民参加をしてない人たちの意見を行政としてほしいことは確かなんですが、この電子会議までつくって果たしてどうなんだろうかということは今思っているわけで、1カ月の間に随分考え方が変わったんですけれども、今は、多少の効果はあるかもしれないけれども、予算とか人的な投資に見合うものかなという、そういう疑問が今、生じているところです。以上であります。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。藤沢市は、ずっと継続しているわけですね。

◎持永委員 ええ、藤沢市は。

◎坪郷委員長 これは1つのモデルとして。

◎持永委員 藤沢市だけではなくて、大和市、鎌倉市、三重県、札幌市、数え上げれば結構あるんです。さっき言った330幾つありますから。参加者が多くなっている自治体もないわけではないです。しかし生半可な気持ちで、じゃあ、やってみようかという感じじゃ続かないんじゃないかなというような感想です。小金井市の行政が、まず行政の職員の方がこういうことをやろうという決意がかたくなければ、ちょっと疑問があるところです。

おそらく行政の方も、こういうのが藤沢市から始まって自治体で検討しているし、実施しているところもあるなどということを、おそらくご存じじゃないかと思うんですね。聞いていませんけれども。ですから、その方たちの意見を聞いて、判断していきたいなと思います。

◎坪郷委員長 それでは藤沢市の市民電子会議をご紹介いただいて、現状ないしは問題点、どのようにこれを考えていくかについては問題提起をしていただきましたので、それもあわせて後で議論したいと思います。

◎持永委員 ですから、藤沢市の市民電子会議の資料を出してもらってお配りしたんですけれども、その解説をする前にやっぱりやることがあるなということでやめたんです。

◎坪郷委員長 むしろ問題点の整理をしていただいたんで、よかったんじゃないかと思います。

それでは続きまして金子委員からも資料が配付されていますので、発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎金子委員 私のほうの意見というのか申し上げたいと思っていることは極めて、一生を民間企業で費やした立場から、今、お二人の方がお話しされたような高尚な話はできないので、民間企業の中で若者をどう、喜んで行事というか、企業で行われる行事に参加させるかという、自分が実体験で経験したことを泥臭くお話し申し上げたら何か参考になるのかなと思っておりますので、もういいよと言ったら、教えてください。そこでやめますから。

その前に、今年の成人式。報道によりますと、6割の自治体が企画段階で若者が参加しているという報道がありました。小金井市の場合はどうなのでしょう。

◎伊藤情報システム課長 私、現在、情報システム課のほうにおりますけれども、その前は成人式を所管しております生涯学習課のほうにありました。毎年、実行委員ということで募っております。大体4人から6人、最低でも4人、通常6、7人、6人から8人ぐらいの方に参加をしていただいております。ただ、一回募集をただけですぐに来るという状態ではございません。前年の委員の方、既に実行委員になった方に声をかけていただいて、あるいは知人の方に声をかけていただいたり、あるいは市のさまざまな委員をやっている方でお知り合いはいないかと、そういうことでようやく来ていただいているというのが実態です。

◎金子委員 これはもしお答えがなかったらなかったで結構ですけれども、2年ほど前に協働という観点から、私なりに体育館ですか、2カ所の体育館が民間に業務委託されるというお話を聞いて、市民へのサービスという観点から、NPOなり若者を中心にした活動体が参加できるような場をつくったらどうかというご提案を申し上げたんですけれども、歯牙にもかけられずそのまま葬り去られたんですけれども、今現在、中野にある民間のスポーツセンターか何かやっているところがその運営をやっていると思うんですけれども、簡単に結構ですから、1年経過しようとしている今、その業務委託というのは成功と考えられますか。成功していると、今現在。

◎天野企画政策課長 担当ではないのでなかなか難しい部分があるんですが、指定管理者制度というのを小金井市で導入して、一定、それは行革の一環として進めたことなので、指定管理者制度のいいところというのはやはり、民間業者が行うということで市民サービスの向上というのが一般的に言われているところでございます。したがって、そういった部分ではある程度成功というふうに判断するところでございます。

また、アンケート等もとっていて、そこそこサービスがよくなったというふうなお話は聞いています。

◎伊藤情報システム課長 先ほど言いましたように生涯学習課にありましたので、スポーツ振

興課というのは兄弟のような、社会教育部門の一翼を担う課でしたので、その後ちょっと、私も体育館のほうに行ってみました。やはり市が運営していたときとは違って、運営者みずから多くの講座を開いて市民を募集しているといったようなことが見受けられました。また、パンフレット等も、行政がやるよりもパンフレットも、それから、ホームページもつくっていただいておりますけれども、はっきり言って申しわけないんですけれども、あか抜けているというか、明るい感じのパンフレットをつくられているということで、こういったことも指定管理者として成功している部分かなというふうに考えております。

◎金子委員 それじゃあ、私の発言はほんとうに泥臭い発言になるんですけれども、若い方に参加を仰ぐ、私なりの経験では、ポイントというのは1つしかないんじゃないかなと思っています。先ほど先生もちょっと触れられたような気がしますけれども、それは、若い人から見て可能性が感じられるかどうかということだと思います。可能性の裏表で、行政側にはリスクが伴うということです。その辺の覚悟ができていくかどうかということで若い方の参加の度合いというのは大きく違ってくるんじゃないかなというふうに、実感で感じています。

くだらない話になりますけれども、私が二十何年前、1980年代ですから高度成長の真っ盛りという、経済環境は大変よかったころの話なんで、今のような縮こまり列島と言われるようなときには、あるいは話として合わないのかもしれないんですけれども、私は若者の心理というか、こういう行政の行事だとか民間企業なら企業での行事に参加するという気持ちというのはあまり変わってないだろうなと思っているんです。

私の実体験なんですけれども、二十何年前ですね、私どもの会社から子会社というか系列の会社へ出向して経営を預かるという場面がありました。500人ほどの規模で大して大きな企業じゃないんですけれども、そこへ本社というか私どもの会社の方から派遣されて行ったわけです、出向という形でですね。そのときに若者の気持ちをつかむという意味で私がやったことが、3つあるんです。1つは、可能性ということから言うと、若者というのは今現在できないようなことでも、こんなことができたならという気持ちが非常に強いんですね。それにこたえてあげられるような、そういう気持ちを邪魔しないような経営サイドの提案ができれば、若者は喜んで参加してくるということです。

3つやったんですけれども、これは自慢話に聞こえるとまずいんですけれども、第1番目は1トン以上ある商品を、そのころ初めて、その県内一の大きな駅に駅ビルができました、その駅ビルの3階か4階の高さ、全体じゃなくて、の高さのところへ、そして改札口の一番人が通るところへ、夜中というか未明に1トン以上ある私どもの商品をつり上げまして運び込んで、何か月間か長期にわたって、その駅ビルに展示させてもらったわけですね。そういうことを若い方を中心にやらせました。そしたら見事に、当時ですから30年近く前ですから、なかなかそれだけの、1トン以上をある商品をつり上げて、人通りの一番目につくところへ置いたということは、当時としては初めての経験だったようなんです。だけど、それに若者というのは本当に一生懸命になって飛びついて、その事業、あるいはその後のお客さんに対する展示ですね、

その際の説明だとか、そういうものを一手に引き受けてくれました。

それから、2番目にやったことは、私どものそのとき私が派遣された会社というのは500名程度ですけれども、拠点は20カ所以上あったんですね。そうすると、その1つの県の中であっても、なかなか全員が集まるという機会はない。そこで、組合を中心に、やってみろ、できるとするのならやってみろということで、その県内を一番端から端まで4つ、5つの駅を停車しながら、列車を全部借り切りまして、東京都内を縦断して、ノンストップで縦断して、そして温泉地までつないだ。これ、社員のほとんどの、留守番部隊を除いてはほとんど参加されましたんで、いや応なく全社員が1つの列車の中で、ほかのまじり気のない状況で往復旅行ができたわけですね。

これは余計な話なんですけど、私もそのときはそこまでは想像しなかったんですけども、列車の一番後ろに座席をとって、一番前まで行って飲まされたりしましてね。一番前まで行って、戻ってくるころには目的地に着かんとするころだったです。本人はほんとうに、私自身もたない、体がもたないぐらい、いろいろ話を聞かされたり、飲まされたりしたわけですね。それは私だけではなくて、参加した500人近いメンバーが、全員がそういう場をつくってくれました。

それから、3番目に考えたのは、まず商品について誇りを持ってもらいたい。そして、全社員ができるだけ心を分かち合った上で企業活動に参加してもらいたい。3番目に考えたのが、やはり家族があるだろうということで、家族を入れての運動会というのは初めてだったということを、後で聞いて初めてだったということがわかったんですけども、これも若いメンバーと組合あたりが主になって、全部任せてやりました。大変、県内隅々から集まりますので、そういう機会というのはめったにないんですけども、家族まではどうかなと思ったんですが、予想以上にたくさんの家族の方が参加していただけました。

いずれも3つの計画とも若い者を中心にして、私ども経営陣は後ろに下がって、それを黙って見た。時代がよかったと言えよよかった時代だったろうと思いますけれども、やっぱりそういう、できるかなと思うようなことをやらせて、それができて、みんなに喜ばれたという実感を味わえれば、その次以降も、若い方、あるいは組合の連中を中心にいろんな行事がスムーズに展開されたということで、私はやっぱり可能性ということがキーワードであり、私は若者に対して参加を仰ぐならば唯一の言葉じゃないかなと思っております。そんなことです。つまらない話で申しわけございません。

◎坪郷委員長 はい、ありがとうございました。企業の活動の中で若者がどうやって動くかということ为例示をしていただいたと思うんですけども。基本的には市民参加とかというのは、電子会議室の事例も、資料を拝見しましたが、電子会議室で提案されたものが実現できたかどうかというのが一番、参加者は気になるわけですから、やっぱり可能性といいますか、実現性というようなところが非常に重要だという基本的な論点を提示していただいたのではないかと思います。

それでは続きまして、情報システム課の課長さんに来ていただいていますので、資料をあわせてご説明をいただくようお願いいたします。

◎伊藤情報システム課長 電子会議室につきまして、私どもの考え方を若干お話しさせていただきたいと思います。電子会議室それ自体につきましては、持永委員の今いただいている資料で、おおむね私どもも同じような考え方を持ってございます。資料にもありますように、ちょっと古いですがけれども、2005年に総務省の牧慎太郎企画官の記事としてとありますけれども、やっぱり参加者が少ない。それから、その原因としてはやはり、いわゆる2チャンネル化するというところで、当時は匿名だったんですね。そんなこともありまして、いわゆる「荒らし」という問題がありまして、どんどん少なくなってきたというのが実態のようです。

ただ、そういったことの反省から、今度は実名でちゃんと責任を持って発言してください、あるいは身元を保証するという意味で、どなたかの紹介のもとに発言の機会を与えるということで、ソーシャルネットソサエティSNSといったようなものをつくるようになってきています。これが、いわゆる電子会議室というものの大きな流れになっています。

多摩の状況ですけれども、これは武蔵野市の例ですけれども、有名な市長さんが一生懸命働いたんですが、その後やはり停滞したような状況になっている。今現在では一つも、スレッドといえますか、会議室が立っていないような状態です。

それから、もう一つは西東京市。ここも、今現在三室ということが検討資料のほうになりますけれども、1枚目の検討資料になりますけれども、寂しい状態。内容についてもほんとうに、市民が参加するというよりは行政や企業のほうからのお知らせにとどまっているといったような状態です。

それじゃ、これは全然成功例がないのかという話になりますけれども、必ずしもそうではない。うまくいっている例としまして三鷹市さんと藤沢市さんを挙げさせていただいております。これらの特徴ですけれども、紙面のほうに書いてありますように三鷹市の場合には「みたか地域SNS」、これは「ポキネット」という愛称で呼ばれているもの。これが141のコミュニティということです。いわゆる会議室ということになっております。それから、「みたかWiki」といって、いわゆる三鷹辞書をつくろうといった、市民参加で、みんなでいろんなことを書き込む。太宰はどうだったのか、鷗外はどうだったのかといったようなことを書き込むということで、これは812ページ。それから、「みたか教えてネット」ということで、要するに三鷹市に対するFAQ集をつくるということで、これも市民が書き込んで77の項目があります。

資料の4ページの裏のほうを見ていただくとわかるんですけれども、これは浅野先生が既にご指摘いただいたように、こういった事業をやるときには行政だけではなかなか難しいということが言えると思います。ここに書いてある運営委員会が、こういった形で観光協会や社協や企業、市民団体であるところのシニアSOHOですとか、あるいは会社であるところの三鷹ケーブルテレビ、いわゆるオール三鷹で市を支える、場を支えるというようなことがあって初め

てできるというふうに考えております。

同じく藤沢ですけれども、藤沢電子会議というので147の会議室になっております。持永委員のほうから配付されました「ふじでんニュース」というような小さいのがあるんですけれども、このニュースの中にもありますが、藤沢の三大市民メディア、市民電子会議、ふじさわ・えのしまポータルサイト、ふじさわ電縁マップということで、三鷹の場合もそうですけれども、電子会議室を単体で運営するというのではなくて、地域情報を、市民が参加しながら一体的にインターネットを使って紹介をしていくといったような形になります。

同じくこのページの中の今年も市民まつりに参加しましたの左側のところに市民記者市民カメラマンとの合同企画が実現。ここがキーワードかなというふうに思います。やはり市民記者、市民カメラマンということで、単に発言をするだけではなくて、運営からサイトづくりまで、コンテンツづくりまで市民が参加してやっていくということが市民の自己実現にもつながっていくという。そして、市政への参加にもつながっていくというふうに考えられます。

やはり藤沢の場合も、資料の5ページにありますように、藤沢の場合にはさまざまな団体がかかわっていますけれども、NPO法人「地域魅力」というのが大きな役割を占めているというふうに言われておりますが、この団体も、成立に当たっては行政、企業、それから、大学、そして市民団体、こういったものを母体にして成立した団体です。ポイントは、多くの市民、しかも企業ですとか、それから、地域の有力団体、社協ですとか観光協会ですとか商工会ですとか、こういったものも含めて、小金井でやるとすればオール小金井で共同体をつくるということがポイントになるかと思えます。

それから、実施する場合には、単に発言ということではなくて、運営から作成まで市民参加を広く求めていく。これは年代を問わずにやっていくということが大事ではないかと思えます。

じゃあ、小金井ではどうなんですかということなんですけれども、資料の8ページを見ていただくと、私どものほうで基本構想の中で、四角で右側のところの真ん中辺に「ウェブコミュニティの創造に向けて、企業や大学、NPO等と連携して、本市全体の情報にアクセスするための入口となるコミュニティポータルサイトの運営を支援します」ということで、コミュニティポータルサイトをやりましょうということに、基本計画にはなっております。

それと関連して、資料9ページになりますけれども、小金井市前期IT基本計画ということで、ウェブコミュニティの創造ということで、コミュニティポータルサイトの構築を詳細に記述してございます。計画だけはできているということでほんとうに申しわけないんですけれども、今のところは実施していないという計画であります。なぜやらないかということになるかと思うんですけれども、申しわけないんですが、この関係は内部情報システムですとか基幹系のシステムの構築のほうにちょっと力を割かざるを得ないような状況がございましたし、こちらのほうには若干手が回らなかったというのがあります。担当の思いとしましては、来年度中に構想を固めて23年度には着手したいということで、次の基本計画にも23年度実施ということで一応申し出てはいますけれども、先ほども申しましたように、オール小金井の体制をと

っていくということが一つポイントになります。それから、当初の構想では、成立した団体は将来的には経済的に自立するということを1つの目標としております。ただ、幾つかのやはりコミュニティポータルサイトを実現しているところを見ると、どうしても経済的な自立ということになると営業活動に走りがちになってしまう。限られたエネルギーを広告とりに割かれてしまって、本来の活動にいけないというようなことがあろうかと思えます。

藤沢の場合も経済的な自立ということを何年も前から言っていますけれども、結局はまだできてないということが実態であります。これはやはり、経済的に自立しようとする限られたエネルギーがどうしても経済活動のほうに向いてしまって、本来の市民活動としての役割が薄れてしまうということがあるんだらうと思えます。ただ、経済的に、持永委員のほうからもお話がありましたけれども、そんなにお金がかかるのかということですが、藤沢の場合には200万ちょっとでやっているようです。私の試算でも300から500万でできるというふうに思っています。ほとんどが人件費です。インターネットの世界というのは、ほとんど今お金をかけないで個人でもやれるというのが実態です。自分で放送局をつくろうと思えば、YOUTUBEに自分で撮ってきた動画を編集して載せばいい。したがって、必要ならば自分の持っているパソコンとビデオカメラ、通常皆さんお持ちですから初期投資はほとんど必要ないといったようなことで、そんなにお金はかけないで済む。三鷹市の場合には、4,400万。ここは単に、三鷹の場合は地域SNSだけではなく、「ユビキタス・コミュニティ推進事業」ということで無線LANですとかFAQシステム、さまざまな事業展開をしております、それらの総額としてしかちょっとつかめませんでしたので、その金額で載せておりますけれども、そこまでかけなくても私は可能かなと考えております。

私どもの話としてはそういうことで、担当としては取り組んでいきたいなという思いは持っております。以上です。

◎持永委員 伊藤課長のお話を聞いて少し安心したんですけれども、これからやはりIT時代というのがますます進化していくわけで、ご家庭のテレビもデジタル化していきますと、いや応なしに双方向の会話というのが日常的に行われていくと。将来的にはそういう開けた状況になりますので、そこにうまく行政のほうも乗っていけばというふうに思ったんですけれども。費用がそのぐらいしかかからないというのも私は初めて聞いて、そうかと思った。私は億単位で支出されるのかなという気がしましたものですから、国の援助も必要だなということも考えましたし。将来の方向性としてはやはりこれは有効に活用していくべきだなということは、私は思っております。

◎坪郷委員長 後でまた議論をしたいと思うんですが、1点だけ。電子会議室ということで幾つかの事例を紹介していただいて、藤沢、三鷹という紹介をしていただいて、小金井のIT基本計画の中で、それに近い構想があるということなんですが、藤沢市の場合には、事前にお送りした資料の中で言うと、市民の提案制度ですね。市民提案システムとして使われていることとコミュニティをつくっていくという2つの側面がありますが、小金井の場合にはこのIT基

本計画の中では、どちらかというコミュニティをつくっていくというタイプなんでしょうか。あるいは、市民提案もその中の一部として位置づけることが可能なんでしょうか。今の計画の一番柱のようなものはどちらのほうなのか、ちょっとコメントをいただければ。

◎伊藤情報システム課長 小金井の場合には、残念ながら今のところ市民提案での事業という制度はありませんで、まさに地域コミュニティをつくっていくということで、市民参加の一つの大きな方策ということで考えております。当初の考え方は、青少年というよりはむしろリタイアした、いわゆる団塊の世代、リタイアしたシニアの人たちのノウハウを生かしてサイトづくりをしていったらどうだというのが基本的な姿勢です。もちろん、コンピューティング、インターネットの世界というのは、参加の機会はたくさんありますから青少年を受け入れていくということは十分に可能な仕組みだというふうに考えています。

◎坪郷委員長 はい、ありがとうございました。これから議論をしたいと思うんですが、まずは浅野委員からの報告について、まず質問等があると思いますので議論をしまして、さらに持永委員、金子委員、それから、情報システム課長さんからも情報提供、問題提起をいただきましたので、それもあわせて議論するというふうに、大きくは2つに分けてやっていきたいと思っております。まずは、最初の報告をいただきました浅野委員のところではまず質疑応答を考えておりますが。私は事前に、きょう紹介された水野さんの論文と、全部インターネットでとれるものしか私も見ていないんですが、それと京都市のユース計画ですね。その計画は事前に見たんですが、水野さんの注記によると、京都市の基本構想の審議会は立ち上がったけれども、そこには96人の委員が集まって各地域での代表者、あるいは公募市民なども入っているけれども、その中に10代、20代の委員が皆無だったと。従来の参加基本構想をつくるための審議会方式でのやり方では、10代、20代の委員が来ないと。当初は公募委員ということで、まずは市民が参加をするということで示されて始まったんですが、ある程度進んでいきますと各世代の人たちの参加というのはやっぱり重要だということで、京都市の場合にも、その10代、20代の委員の参加は何をどうすればいいかというのがやっぱり出発点だったということだろうと思うんですね。そのためにパブリックコメントのような形でやってみようということで始まったというのが発端のようだと私も理解したんですが。そのあたりで、青年や若者が参加するためにはどのような参加の方式をやればいいのかということで、京都市の場合には、この基本計画などでも若き市民という形で位置づけているわけですね。若き市民というものの参加が不可欠だと、その仕組みはどうやってつくるのかということが基本構想、基本計画の中に指針が盛り込まれて、それを具体化していくというような方向でやられているのかなということで、今、非常におもしろい事例を紹介していただいたと思います。ぜひ皆さんのほうからも質問、あるいはそれに関連してご意見を発言していただいて、さらに浅野さんのほうからも議論していただければと思いますが、いかがでしょうか。浅野さんのほうは、あと補充とか。

◎浅野委員 京都市の新・京都市基本計画でしたか、これに当たる小金井市の計画というのがどういう計画になるのでしょうか。そういうのがあるんですね。

◎坪郷委員長 基本構想、基本計画の中に位置づけられているわけですね。

◎伊藤担当部長 現在、第4次の基本構想というのを策定最中です。今あるのが第3次ということで、平成13年から22年まで10年間は第3次の基本構想の期間になっております。今つくっているのが23年からの10年間の基本構想。それから、23年から5年間の基本計画を策定しておりますけれども、素案ができて審議会の中でご議論いただいているんですけども、この中でお話ししているような若者についてはあまり記述がないと思っておりますので、今話されている部分について入れるようなことが可能であれば考えてみたいと思っております。

◎浅野委員 考えたほうがいいと思いますね。

◎坪郷委員長 それは、時期的なタイミングとしてはどれぐらいの時間がありますか。

◎伊藤担当部長 現在、基本構想については一定協議が、ひとまず済んだところで、今、基本計画をやっておりますので、基本計画の中に何か盛り込むというのであれば、今の段階でご提案すれば長期計画審議会の中でお話はしていけるという状況ではございます。

◎持永委員 たしか前のときの私の発言なんですけれども、どうしたら市民の方に多く市政に参加していただけるかということ論じたときに、若い人の意見を私は大事にしたいと。特に、若い人といっても市の職員の方のまず若い人が、一体小金井市を今後どうしていくのかということに真剣に取り組まないと、何を積み重ねていっても将来性がないということを申し上げて、とにかく若い人を結束して次の小金井をやりなさいというふうに言ったような覚えがあるんですよ。ですから、若い人の発想というのは我々みたいなかたまった考え方、前例を用いたり、そういう考え方というのはもうやはり、深くないというか開けない。だから、ほんとうに若い人、20代、30代の人々が結束して、この市民参加をどういうふうにしてあらしめるかということ論じてくださいと言ったことがあるんですけども、今の次期の基本計画も、やはり若い人たちを入れるとか、あるいは若い人たちだけの委員会をつくって、その意見を反映させるとか、そういう若者を市民参加会議、若者会議ですか、そういうものを立ち上げてやったら、随分いい意見が出るんじゃないかというふうに私は思いますよ。発想が非常にいいですよ、若い人。全然違いますよ。それができるかできないかという、そこが行政にやっていただけるとありがたいと思うんですけども。既存の委員会の中に若者を必ず入れるというやり方もありますでしょうし。

◎浅野委員 多分単純に公募すると若い人が応募してこないもので、京都市の場合のように間に、この場合、財団法人なんですけど、NPOみたいなものが間に入って若者をリクルートするというようなことがあるといいんだと思うんです。その点、私は小金井市のことをほんとうによく知らないなということが今回のことでわかったんですけど、小金井市にそういう、地域と若者を仲介するようなNPOとか団体というのはあるんでしょうか。

◎金子委員 こんなことを言うとまたしかられるかもしれませんが、この小金井市の職員のことに限って言えば、私が接した若い方というのはみんな熱心で、能力があって、やる気もある方。例外なくそうだ。私は、この組織が悪いんじゃないかと。押さえているんじゃないか。

55歳から60歳までの人が、1年か2年前の数字ですけれども、二十何%、4分の1おられるんですよ。若い人が出られないんじゃないかな、頭が。押さえられちゃって。

◎持永委員 大学が多いですよ、この地域。それでやはりゼミの中には、熱心な先生、熱心な生徒さんがいらっしゃるわけですよ。地域社会と行政とか政治とかという課題でもって取り組んでいらっしゃる方がいるんですよ。そういう方が必ずいらっしゃるんで、そこへ市から呼びかけるというんですかね、そういうところから。学芸大、経済大、農工大という、こういうところのゼミの人が集まって。多少は勉強していることは違うかもしれませんが、論じたら、そこが核になって。また、NPOとかという若者の組織もありますでしょう。組織の中の若者をそこにも結集していくような、そういうふうに積極的に若者に目を向けて働きかけると。こちらから働きかけないと何も生まれませんので、そういうことをやっていく必要があるんじゃないか。

◎金子委員 だけど、私は何年か前からそういうことを言っていますけれども、聞いてもらえないね。

◎持永委員 だれが。

◎金子委員 市に。

◎持永委員 市に。

◎金子委員 こんなに大学が周りに、特に学芸大学なんていう、うってつけの大学がある。そこで、これこれこういうような関係を結んだらどうかというようなことを具体的に提案しても取り上げないよ。だから、私でさえそうなんだから、若い人はもっとそう思っているんじゃない、この中にいる人は。

◎持永委員 私が、前回、発言したんですけど、農工大の人の研究発表を聞いて、市の施策とか行政に参加するというんですか、意見を述べるとか、そういう機会があったらやってもらえるかというような話をちょっと懇談で申し上げたら、非常に興味を持って言ってくれたんです。ですから、そういうゼミもあるんだし、私は、それは4年間いるんだし。例えば市の市役所の組織じゃなくても、そういうグループがあってもいいんじゃないかな。

◎坪郷委員長 今、大きくは2つの問題が出ていると思うんですが、1つは、地域の市民の中の市民参加という場合でも、多様な年代の参加が重要で、特に20代、30代、若者の参加をすすめるにはどうすればいいか。きょうは、浅野さんが紹介されたように、京都市の場合には審議会の委員ではないけれども、財団が仲介をして若者を十何人集めて、その人たちが審議会の議事を全部聞いたわけですよ。聞いて、おそらく審議委員の中の印象としては、特に高校生もいますので、若者が聞いてもわからないだろうという印象を持っていたのが、高校生もよくわかった、いろんな問題提起をしたというのが紹介されていましたが。そういう審議会などを傍聴するというようなことから始まるというやり方もあるだろうと思うんですね。若者の参加を促すための仕組みというのをどういうふうにすればいいのかというのは、浅野さんの問題提起がありましたように、仲介をするような地域の団体が重要です。従来の青少年の育

成推進の場合には、いろんなキャンペーンとか行事への若者の参加というのはやってきたでしょうけれども、こういう基本構想や基本計画への参加というものに加わるという形はまだなかったもので、それをやるような団体があるのかないのか私もよくわからないんですが、市としてまだそういう、京都市の財団に当たるようなものは、把握しているものは今の状態ではないということですよ。そういうものが、例えばNPOなどがその仲介役としてやるという可能性はあるんだろうと思うんです。もう1つは、市役所の内部の職員の中での若い職員の発想をもっと生かせるような、しくみについてはいかがでしょうか。仕事の流れ等はあるんでしょうけれども、基本構想、基本計画づくりに職員の方もいろんな形でかかわられると思うんですが、そのときに職員の中での若い層がどのようなかかわり方、現状あるのか。これは個別にいろんな違いがあって、言えないのかもわからないんですが、何かそういう関連で。

◎本多委員 1つ、職員のほうではなくて市民参加の話ですが、私、教育委員会にいたときに中学生議会というのがありました。これは青年会議所が主催する行事があって、各中学校の代表を決めていただいて、テーマを決めて議会と同じように代表質問、一般質問みたいな形で、ほんとうの市議会の議場を借りまして、中学生から議長も決めて、あと各学校の代表が質問し、それに対する答弁は部長職以上が、行政側がお答えするという形でやりました。そこでいろいろな政策提言とかをしていただいて、それで1つには実際に駅周辺を見ていただくとわかると思うんですけれども、たばこ禁煙という地区が決められていまして、駅周辺はたばこは吸えないという形になっています。これは中学生がやっぱり、歩きたばこというのは危険だということを訴えまして、小さい生徒ですと、大人がちょうど手で持っているところに顔とか何か、危険だということを訴えまして、それを受けまして行政側も、駅周辺のところは禁煙にしようということ、その意見をほんとうに実現しようということで、条例も改正して実現したということがあります。

中学生議会はまだ続いていまして、小金井市もC o C oバスの関係では、交通不便なところをいろいろルートを開拓しているんですけれども、その中でも中学生の発想からすると、やっぱり高齢者が増えたのでお年寄りがそういうバスを使わなきゃいけないので病院ルートといいますか、そういうようなところを回れるようなルートもどうかという形で、我々がなかなか気がつかないような、やっぱり違う発想もありまして、それはまだちょっと実現してないんですけど、そういった形もあります。それとあと職員の関係なんですけれども、団塊の世代が大量退職をしていった関係もありまして、毎年ここで新入職員を40人とか採用しています。ですから、大分、皆様が役所に来られると若い職員が多いかなというのはおわかりになると思うんですけど、そういった人たちに対して市長のほうは職員の意見を自由に聞こうということで、市長とのフリートーキングという機会も設けています。また、職員の提案制度というのもやっています。いろいろどうしたらいいかというところで、公園、滄浪泉園などに人が集まるためにはどうしたらいいかというときに、写真コンテストもやったらいいんじゃないかみたいな形で、そういういろいろもろもろ提案いただいて、一定事業化しようかというような形で、職

員に対しての、言ってみれば若い職員の意見を施策に反映するということは一応、やっていることはあります。

◎坪郷委員長 職員の提案制度というのは、具体的にはどういう形で動いていますか。

◎天野企画政策課長 テーマを決めて、それに基づいて報告というか、職員のほうで提案、事業を出していただく。その中で、今回予算化というか実現する見込みという予定なんですけど、滄浪泉園で写真コンテストをやったら、たくさんの市民の方が来ていただけるのではないかとというようなことが実現化したりだとか。あと、小金井市の場合はごみ問題もあります。どうやったらごみが減量できるのかとか、そういった中で分別ごみを唱えていって、そういったところの提案が。自由に応募していただくような形をとっています。

◎坪郷委員長 テーマ設定をして、それに若手の職員のほうで自由に提案できるということですね。

◎金子委員 確かに若い方が職員の中で目立つようになりましたですね。私はこの手の会合があるたびに申し上げているのは、やっぱり小金井市の活性化のポイントというのは3つあって、若者と広域化と産官学連携、この3つだと思っています。機会あるごとに言っているんですけども。ほんとうに若者をどう生かし切れるか、意見を吸い上げ切れるかということが、これからの小金井市の活性化にはもろにつながってくるんだというふうに思っています。ただ、民間の企業ならほんとうに、あしたからすぐできるんですけども、2年や3年じゃあできないね。市というか行政という。私も何年か、NPOをつくって5年目になりますけれども、初めのころから参加していても、5年前と同じようなことをまた議論していますしね。民間の企業ではあり得ないことだなと思っています。それでも飯食っていけるんだからいい話だなという感じはしているんですけども、何とか若者を生かし切れる。

若者というと、よく、きょうもこのIT基本計画ですか、9ページにそういう文章が出てくるんですけども、大学に通っている方だとか若い方が比較的多いというのは、ただ通行人がいるだけみたいなのとらえ方なんですよね。この文章もそうだと思いますよ。これから、ほんとうにこうなのかなと思うんですけども、この4、5行。違いますよ、これは。必ず、この文章。9ページの「本市には、高い知識教養レベルを持ち」云々とあって、「ベッドタウンとして昼夜人口の差が大きく」云々、「人々の生活様式も多種多様なため」、こんなの、どこでも同じですね。小金井市だけの話じゃないし。こんなあれが冒頭に出てきたんじゃ、がっくりしちゃう。何かほんとうに、どうにかしてくれよと言いたくなる。5年。私は四、五十通は手紙を出しているから、ここに。

◎坪郷委員長 金子さんの問題提起があるんですが、持永委員、金子委員、小金井市のIT計画などの報告もありましたので、全体を通して皆さんのご議論をいただけると、あるいは質疑がさらにありましたら、していただければと思います。

◎森実委員 先般の市制50周年ですね、あのときの話をちょっと、自分で公募委員で参加したものですから、そのときの話と市民参加ということでちょっと考えてみたいと思うんですけ

ど。市の職員の若手の方、それから、あとは商工会の、これもやっぱり若手、中堅。それから、市民の代表は私みたいなものも入りましたから、多分若手はほとんどいなかったですね。3グループで構成しまして、いろんな委員会ができて、いろんな行事を何とか消化して、私ほうまくいったと思うんですけども。そのときのあれです。商工会の中堅、若手、それから、市の若手の職員の方は、特に市の方は非常にやっぱりリーダーシップがあって、よくやっていただいたなと思います。市民代表は、若手といってもほとんどいなかったんじゃないかなという感じがします。ああいう目的がはっきりして構成が決まって、やるべきことが計画して方向を決めたら、やっぱり年に関係なくうまくいくんだなというのを思いました。

何が言いたいかというとやっぱり、この前もちょっと申し上げましたけれども、江戸野菜とかいろんなプロジェクトが入ってきて、市民参加も1つの切り口だと思うんですけども、それもやっぱり、私は若手職員の意見を聞く、いろいろ提案をさせるというのも非常に大事だと思うんですけども、そういう新しいプロジェクトが50周年と同じように入ったら、そこに若手の、幹部候補生教育みたいなものだと思うんですけども、そこに入れちゃう。これは民間がそうだと思うんですけども。例えば江戸野菜が入ったら、新しくプロジェクトがその中にもできたら、そこに若手の職員を派遣してしまう。派遣という言葉はいいかどうかわかりませんが、とにかくプロジェクトに入れて、1人でもいいと思うんですけども、入れて運営の企画をやらせる。それがやっぱり将来、小金井市役所の幹部になる人の幹部教育じゃないかなということを思っているんですね。これは非常にいいことではないかなと。そうすると多分、プロジェクトは今よりはうまくいくと。その人が、その中で若手を引っ張ってくるとか、若い人の発想を取り入れていけばいいと思うんですよね。私はやっぱり公募で来た人は、50周年という若手は参加してないんですね、残念ながら。市と商工会は、目的意識が非常にはっきりしている。今回のはあまり、市民の意見は入っているかもしれませんが、いろんな活動のウエートから言うと、公募委員というのはあまり力が出なかった。逆に一番よく働いてくれたのは市の若手の職員で、次は商工会、公募委員、こういう順番だったな。

新しいプロジェクトを構成するときは、それじゃあちょっとだめだと思うんで、できるだけ、プロジェクトの内容によっては商工会がリードするか市民の人たちがリードするか、やり方はいろいろあるかと思うんですけども、そこに、もちろん常勤じゃないわけですから、市の仕事をしながら、そこに入れていく。大変だと思うんですね。50周年の企画でもほとんどこれと同じように、忙しくなってくると毎日のように市の仕事が終わった後やってらしたわけだから大変だと思うんですけども、無償の教育で、かつそういう人材育成というか、そういうのにもつながるんじゃないかな。

やっぱり私は、ITとか非ITとかいろいろ考え方がありますが、やっぱり幾つかプロジェクトとか走らないことには、この話は前に進まないな。1つじゃだめですから、やっぱり複数。できれば、数多いほうがいい。そこに入れ込むというのが1つの、民間と公的役所とうまくやる1つの方法かなというふうに思っています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。それでは、あと10分ぐらいになりましたので、今後の話をちょっと考えたいと思うんですが。きょうの事例、いろいろ紹介いただいて、浅野委員からは具体的な提案をいただいていますし、ほかにも幾つか柱に立てられるような提案があると思うので、議事録にこれは残っているので、これを市長が使う気になれば使えるんですが、このままでは使いにくいでしょうし、やはり提言書という形でまとめて市長に直接手渡しをするということをやったほうが、我々の審議の結果としては今回はこういうまとめができたということになると思いますので、そういう提言書にまとめていきたいと思います。いかがでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

◎坪郷委員長 先ほど言われた長期計画の策定との関係なんですが、次回の委員会で提言書をまとめるという、間に合いますか。

◎坪郷委員長 間に合わない。じゃあ、今の段階でまとめるとなると、どれぐらいの間ですか。

◎伊藤担当部長 2月24日と3月10日が長期計画審議会の日程が入っています。

◎坪郷委員長 2月24日と3月10日ですか。

◎伊藤担当部長 その後、3月27、28日で市民の方に一定説明をするという市民フォーラムの日程が入っていますから、3月10日までに決めていただければ可能性はございます。

◎坪郷委員長 委員会は、日程的には10日までに開催するということは可能ですか。皆さんのもちろん都合もありますから。

◎伊藤担当部長 年4回の予算なので。きょうで4回目。

◎坪郷委員長 予算はなくなった。

◎持永委員 3回でしょう。

◎坪郷委員長 3回やりました。5月、9月でしたか。

◎伊藤担当部長 7月、11月。

◎坪郷委員長 7月、11月、今回は4回目です。次回は5月ということですか、予定としては。5月ですね。それでは、予算がないので会議はできないということなんですが、きょうの議論を踏まえて、どこかで委員長、副委員長で取りまとめをして皆さんにお送りをしてご意見を伺うというのは最低できると思うんですね、会議をしないでも。浅野さんのご都合もあるんですが。委員長、副委員長である程度骨子をまとめて、皆さんにお送りをして取りまとめるということはできると思うんですね。それが一番早い形だと思うんですね。そうすれば、3月10日までには間に合うような形で、できれば2月の後半には。事務手続は、そういうことでお願いできますでしょうか。

◎持永委員 小金井市のIT基本計画、これは今でも内容は進化しているんですか。進化ということは、委員会とか運営会議とか。

◎伊藤情報システム課長 実施段階に移っているかということですか。移っておりません。

◎持永委員 じゃあ、絵にかいたもちみたいな、今のところ。

◎伊藤情報システム課長 そうですね。

◎持永委員 惜しいですね。

◎浅野委員 IT基本計画も、現在検討中の基本構想の中で再度改定されるというか、そういう。

◎伊藤情報システム課長 基本計画は通常5年ごとでやっているんですけども、ITの部分について5年間の計画を立ててもあまり現実的ではないので、この計画を毎年見直しをして、実施計画という形で決めて、基本計画という形ではつukらないで毎年の実施計画で行っています。

◎金子委員 国会議員のところへ行ったら、すぐ、そこから電話で担当の幹事長へ電話して、名前を、この人のところへ行きなさいという指示を与えてくれた。私はその日のうちに行かなかったものですから、後日、官庁のお役人のところへ行ったら、「待ってました、長い間待っていたんだけど、来なかったから」と。「私はその日のうちに行くとは言ってなかったんだけど」というぐらいね、早いですよ。ぜひ小金井市もまねしてください。

◎坪郷委員長 はい、それではきょうの議論を踏まえて、どこかで浅野さんとまとめ。できるだけ短くポイントをまとめということで、皆さんにそれをお送りして、修正、あるいは追加があれば入れて、再度、我々のほうでまとめさせていただくということで、議事録の骨子まとめということで提言書にかえるということにさせていただければと思います。

これで時間になりましたので、きょうのところはよろしいでしょうか。その提言書の案をお送りしたときに、また追加でご議論があればコメントいただくことにしたいと思いますので。

それで次回の検討事項ですが、若者の市民参加についてはきょうで提言をまとめるんですが、いかがでしょうか。もう一度ぐらい、さらにあったほうがいいのか、あるいは、今回は一応区切りにして次のテーマを取り上げたほうがいいのかという点でいかがでしょうか。

◎森実委員 3月にアウトプットしたほうがいいというのは、どういう背景なんですか。

◎坪郷委員長 今、長期計画の策定が入ってしまっていて、それに入れることができれば。きょう、浅野さんの提案にありますように、まず長期計画に入れば、それをより具体化するという形で、一応ルートに乗ると思うんですね。

◎森実委員 仕上がるのはいつ。

◎伊藤担当部長 23年度から始まりますので、今年の6月ごろ長期計画審議会のほうから答申をいただいて、9月の議会には出さなきゃいけない。素案自体が3月10日ごろ、おおよそ固まってしまうので。

◎森実委員 5月に、例えばそれをもう一回議論して、大きく変わるようだったら。

◎坪郷委員長 あるいは次の、5月にやるんでしたら、もう少し具体的な案で。今回は指針ということで、次回はより具体化するにはどういう案があるのかという、より具体的な案を考えるということができると思うんですね。

◎持永委員 京都市の青年に対する扱い方ですね。これ、ちょっと勉強してみたいんですよね。次回、前半あたり、京都市をもう少しまとめていただいで。それで、こういう形で青年を用いる方向にしたほうが、私はいんじゃないかなと思っているんです。京都方式。

◎伊藤担当部長 今の予定ですと5月に、長期計画審議会ですとまとめた基本構想、基本計画について、パブリックコメントが予定されています。ですから、そのパブリックコメントの時期に合わせて、こちらのほうから提言をいただいたとしても、それは取り込むことが可能だと。

◎坪郷委員長 5月にもう一度議論をして、それまでにはもちろん提言書の形は作ってしまつて更に、より具体的な項目を盛り込めれば、5月に全体として提言をまとめてパブリックコメントにあわせて提言をする。そういう形にすると、より皆さんの議論を踏まえたものになりますね。

◎浅野委員 パブリックコメントで出すのと、我々委員会からの提言として出すのとでは受けとめる側の重みの違いというのはどうなんでしょうか。

◎坪郷委員長 第1弾を出しておいて、さらに5月にまとめて第2弾を出すという2段階方式があると思うんですね。

では、2段階ということで考えましょうか。それではまず2月に提言書を出すという形で問題提起をした方が良いということがあるのでそのようにしたいと思います。さらに5月についてもこの議論を続けて更により具体的な提案ができればそれに加えるという形にするということにさせていただきます。

それでは、次回の議題も若者の市民参加という事で継続するという事にさせていただきます。内容については、今、持永委員からのご提案がありましたが、第1の提言をまとめる中で少し内容について考えてみたいと思います。京都市の事例をもう少し掘り下げることもありますし、他の事例の中で参考になるものもあるかと思ひます。

以上で、きょうの市民参加条例、運用状況の議題については終了させていただきます。

次に、次回の推進会議の日程について設定をしたいと思ひますので、ここで会議の休憩をしまして、皆さんと日程調整をした上で再開したいと思ひます。

休憩をさせていただきます。

(休憩)

(再開)

じゃ、再開をいたしまして、次回の推進会議の日程は5月21日(金曜日)の午後6時からとさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 じゃ、それで設定をさせていただきます。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後8時05分閉会)

若者の市民参加のあり方：いくつかの事例から

東京学芸大学 浅野智彦

1 概略

1-1 はじめに

- ・若者の市民参加を推進する取り組みについての包括的な調査は存在しない。したがって全体の動向や地域別、自治体規模別の特徴などをつかみ出すことは困難。
- ・各自治体や自治体と協同関係にあるNPOあるいは各種法人などがネット上で公開している事業を確認し、そのいくつかをここで紹介する。

1-2 各地の事例

(1) 秋田県

- ・事業名：「若者会議！」
- ・時期：2009年～
- ・事業目的：
「人口減少や高齢化が進む秋田県において、今、将来を担う若者の力が求められています。ふるさとを暮らしやすく夢や希望を持てる場所とするために、地域の課題解決を目指して若者の柔軟な発想で考え、話し合い、行動する 때가やってきました。ヤングミッション！若者会議を通して自ら社会参加することで、ふるさとのよさを見つけ県南から秋田を変えていきましょう。」
- ・実施主体：県が主催し、県南地域については県南NPOセンターが運営、各市町村で実施。

(2) 山形県

- ・事業名：住民参加型公園整備事業（若者参加の公園整備）
- ・時期：～2006年
- ・事業内容：
「最上川ふるさと総合公園（山形県寒河江市）は、最上川の景観、蔵王・月山の眺望、さくらんぼ等の果樹園が広がるなど、恵まれた環境にあることから、温泉で営む民間事業と連携を図りながら公園整備を進めている。
平成15年度からは未整備の区域において住民参加による公園整備を実施しており、「コミュニティーゾーン」「スポーツゾーン」「ドッグランゾーン」「フリーガーデンゾーン」「ピオトープレクリエーションゾーン」に区分し、各エリアの分科会毎に公園整備方針等の検討を行っている。」

その中の「スポーティゾーン」では、若者を中心としたワーキンググループが結成され、公園施設としては全国的にも珍しい「スケートパーク」が整備された。若者達は計画・設計・施工に参加し、ワークショップを重ねるごとにスケートパークへの親しみや愛着を持つようになり、現在はスケートボード教室等を行うなど維持管理運営まで積極的に参加している。」

- ・実施主体：県
- ・備考：単独事業についての参加。

(3) 京都市

- ・事業名：ユースアクションプラン策定への若者の参加
- ・時期：2001年
- ・事業内容：新・京都市基本計画に基づく若者施策の指針策定に若者自身が参加。
- ・実施主体：市と（財）京都市ユースサービス協会
- ・備考：次節で詳細を紹介。

(4) 松山市

- ・事業名：「若者が創る『坂の上の雲』のまちづくりモデル調査・元気な志民プロジェクト」
- ・時期：2003年～2005年（一部は現在も継続）
- ・事業内容：

『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想は、「夢や希望を持ち、目標に向かって進む」という坂の上の雲の精神を活かし、小説の登場人物にまつわる市内に点在する有形・無形の地域資源(道後温泉、坊ちゃん列車など)を生かし、まち全体を屋根のない博物館と捉えたまちづくりであり、その推進には市民主体の事業展開で進めている。

今回の調査で、市民が事業主体とする仕組みづくりや市民参加の意識啓発の促進を行ったほか、「松山市親て歩いて暮らせるまちづくり交通特区」として、地域参加型のまちづくり計画に基づく交通規制も実施するなど、各種の取組を進めている。」
- ・実施主体：若者のまちおこしグループ、地元のまちづくり団体、愛媛大学教育学部等の連携
- ・備考：複数のプロジェクトの緩やかな連結の形をとる。

(5) 鹿児島市

- ・事業名：「若者市政塾での市長とふれあいトーク」
- ・時期：2005年～2006年
- ・事業内容：「交通」「観光」「教育」「雇用」について若者からの意見聴取と政策への反映。
- ・実施主体：市
- ・備考：市長との意見交換は各地で行われているが、鹿児島市はそこで出た声を政策に反

映。

2 事例紹介：京都市の場合

2-1 概略

- ・包括的かつ継続的な若者の市政参加を目指す。
- ・京都市と（財）京都市ユースサービス協会との協同が原動力
- ・（財）京都市ユースサービス協会

「1988年（昭和63年）3月に、青少年の自主的な活動の振興を図ることにより、京都市の青少年の健全な育成に寄与することを目的に設立されました。

青少年の社会参加の機会を広げるために、自主的な活動を支援していこう！という「ユースサービス」の考え方で、京都市など関係行政機関や青少年団体、青少年やその指導者と協働しながら、活動を展開しています。

また、このユースサービスの考え方で、京都市内7つの青少年活動センターを京都市より委託を受けて運営しています。」

・2007年の事業例

I. 自主事業

1. リーダーバンク事業
2. 市民参加促進事業
3. 青少年関係団体のネットワーク形成事業
4. 事業企画・運営体制の充実
5. 調査・研究・研修事業

II. 京都市受託事業（事務局・中京青少年活動センター担当）

1. 指導者養成事業
2. 青少年の交流促進事業
3. ユースinfo. スクエア（総合相談窓口）事業
4. 青少年活動センター外での若者へのアプローチ
5. 利用促進・トレーニングジム活用の事業
6. 広報事業

III. その他受託事業

1. 京都市都市緑化協会受託事業
2. 京都若者サポートステーション受託事業

3. 青少年非行防止活動についての受託事業

IV. 青少年活動センター（中京を除く）事業

- 北青少年活動センター
- 東山青少年活動センター
- 山科青少年活動センター
- 下京青少年活動センター
- 南青少年活動センター
- 伏見青少年活動センター

2-2 ユースアクションプラン策定の経緯（水野篤夫「子ども・若者の市民参加の試み」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』3号、2003年より）

- ・2000年、京都市が新・京都市基本計画を策定するあたり若い世代のパブリック・コメントを求める。
- ・これに応じて京都市ユースサービス協会が中心となり意見提起のためのプロジェクトを立ち上げる（高校生3人、大学生7人、20代5人）。
- ・計画案について協議する審議会を傍聴。
- ・傍聴をもとに討論会。キーワードを書き出し、それに基づいてグループに分かれる。
- ・グループごとに提案を作成。
- ・意見提出。これを反映して、基本計画に青少年の参加の必要性が明記される。
- ・2001年、青少年育成計画の策定に青少年が関わっていくプロジェクトが立ち上がる。京都市とユースサービス協会の協同運営。
- ・メンバーは公募による12人。
- ・計画の素案について市の担当者から説明を受ける。
- ・各自のテーマを決定し、グループ分け。
- ・グループでの討論を経て提案書の作成。
- ・市の青少年問題協議会専門委員会に出席して、提案の趣旨説明を行う。
- ・提案がユースアクションプランに反映される。



藤沢市市民電子会議室とは？

最終更新日：2009年12月1日

藤沢市市民電子会議室(以下、「市民電子会議室」と言います。)は、市民と行政の協働による共生的自治実現の一方策として、インターネットを活用した新しい市民提案制度の構築と、ネットワーク上のコミュニティ形成を目指しています。

「市民電子会議室」とは

「市民電子会議室」は、震災を契機としたボランティアネットワークなどの地域の情報化に対する必要性の高まりと、インターネットの急速な普及を背景として、インターネットを利用した「新しい市民参加システムの構築」と「コミュニティ形成」を目指し、その実現の一方策として、市民公募による運営委員会を中心に、慶応義塾大学SFCや藤沢市産業振興財団と共同して1997年(平成9年)2月から実験的に進めてきましたが、2001年(平成13年)4月に本格稼働いたしました。

市民電子会議室の特徴は、時間や場所にとらわれずに参加者同士で意見交換・情報交換ができることで、市政に関することから身近な生活の話題、地球環境に関わることまで、様々な意見や情報の交換が行われています。

市民電子会議室には、いつでもどこからでもどなたでもご参加いただけます。

市民電子会議室を構成する二つのエリア

市民参加の場～市役所エリア

共生的自治のしくみを形成する4本柱(市政情報提供システム、市民提案システム、市政反映システム、市民活動支援システム)のうちの「市民提案システム」制度のひとつが、市役所エリアの会議室です。

市役所エリアの会議室は、市が主催し、市政に関するテーマ(運営委員会がテーマを決めます。)に沿って意見交換が行われています。運営委員会は、そこで出された意見をとりまとめて市へ提言・提案することができます。

意見交換に必要な情報については、参加者からの提供はもちろん、市職員も参加し、議論に沿った行政情報の提供をしています。市民の意見交換に必要な情報を行政が積極的に提供していくことにより、市民の市政への理解が深まり、市民と行政のよりよい関係を築くこととなります。

また、市では、予定している計画や事業等特定のテーマで会議室を開設することがあります。ここで出された意見については、計画の策定委員会や理事者に報告



し、反映に努めています。

★市職員が参加しています。

★実名でのみ発言できます。

★運営委員会によりテーマを設定し、市が開設をします。

コミュニティ形成の場～市民エリア

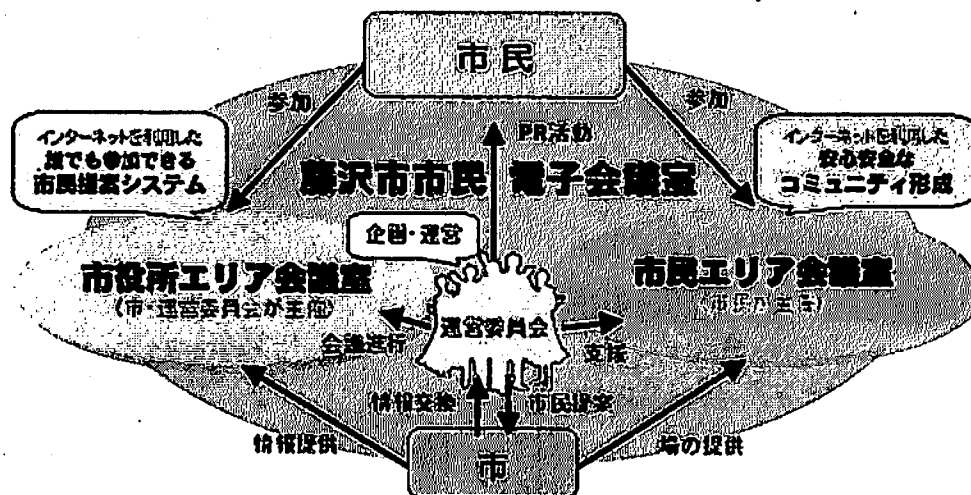
市民(在住・在勤・在学)であればどなたでも開設できるのが、市民エリアの会議室です。

日頃から感じていることやアイデアをテーマとして、市民自らが会議室を開設して、意見や情報を交換し、その成果をまとめることにより生活や地域に根ざした情報の蓄積を行うことで、ネットワーク上のコミュニティづくりを目指しています。

★市内在住、在勤、在学であれば、誰でも会議室を開設申請できます。

★開設申請は、市民電子会議室からオンラインで行い、2～3日で開設されます。

★ニックネームによる発言ができます。(会議室の個別ルールによります。)

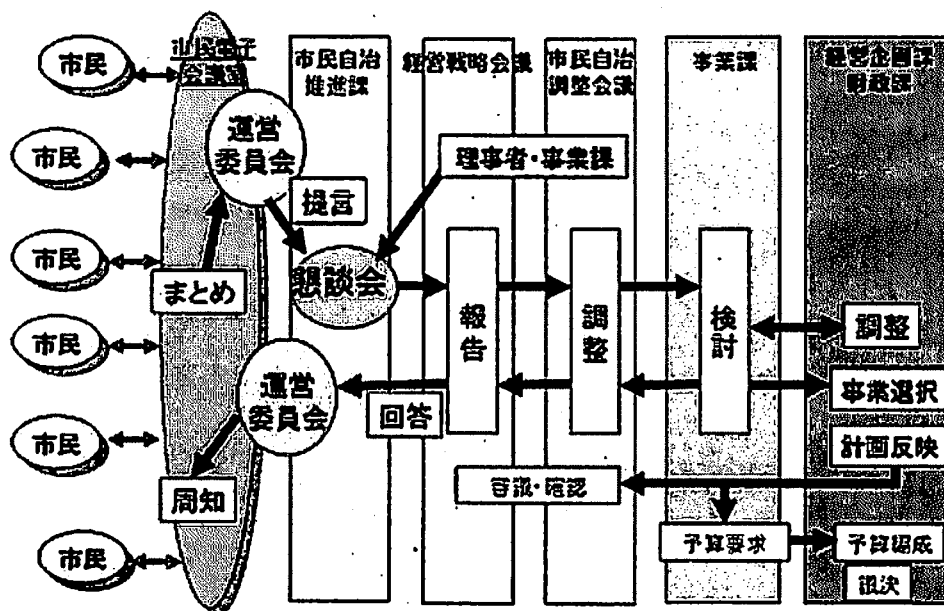


市民電子会議室から市政への反映について

「市役所エリア」各会議室での意見交換の後、提案としてまとまったものについては、「運営委員会」が市へ提出し、市民自治推進課が窓口となって「くらし・まちづくり会議」等、他の広聴制度と同様に市政への反映に努めます。

- ◆提案に対する回答(1998.3.16)
- ◆藤沢市環境基本計画のあり方(答申)
- ◆提案に対する回答書(1998.8.25)

- ◆提案(1999.11.10)及び回答(2000.1.19)
- ◆提案(2000.11.20)及び回答(2001.3.2)
- ◆「市民版！湘南市研究会会議室」意見交換報告書(2002.6.1)※報告
- ◆学校図書室支援ボランティアに関する提言(2009.2.22)及び回答(2009.8.18)



それでは「市民電子会議室」を見てみましょう！

↓こちらをクリックしてください↓

市民電子会議室へようこそ！

●このページに掲載されている情報の発信元

藤沢市 市長部局 市民自治部 市民自治推進課(市民電子会議室運営委員会事務局)

◆課のトップページ

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466(25)1111(代表) (内線) 2513

お問い合わせ

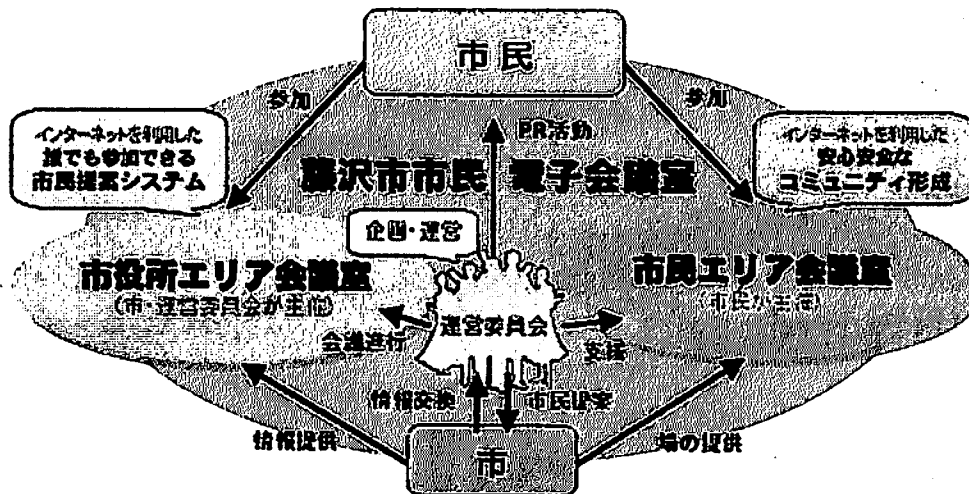
藤沢市ホームページについて | プライバシーについて | サイトマップ | お問い合わせ | 免責事項 | 著作



市民電子会議室の仕組みと役割

最終更新日: 2009年12月1日

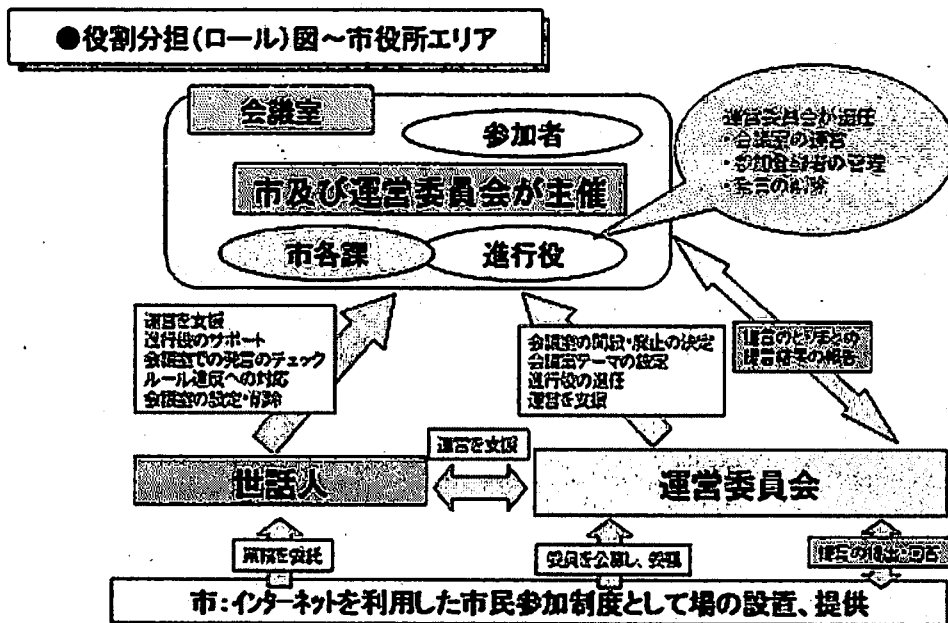
藤沢市市民電子会議室は、二つのエリアで構成されています。
 一つは、“インターネットを利用した市政参加”を目的とした「市役所エリア」、もう一つは、“インターネットを利用したコミュニティ形成”を目的とした「市民エリア」です。
 また、市民電子会議室の運営にあたっては、公募市民によって組織された「運営委員会」と、市民電子会議室全般を見る立場として「世話人」が、それぞれ重要な役割を担っています。



市役所エリアの目的と特徴

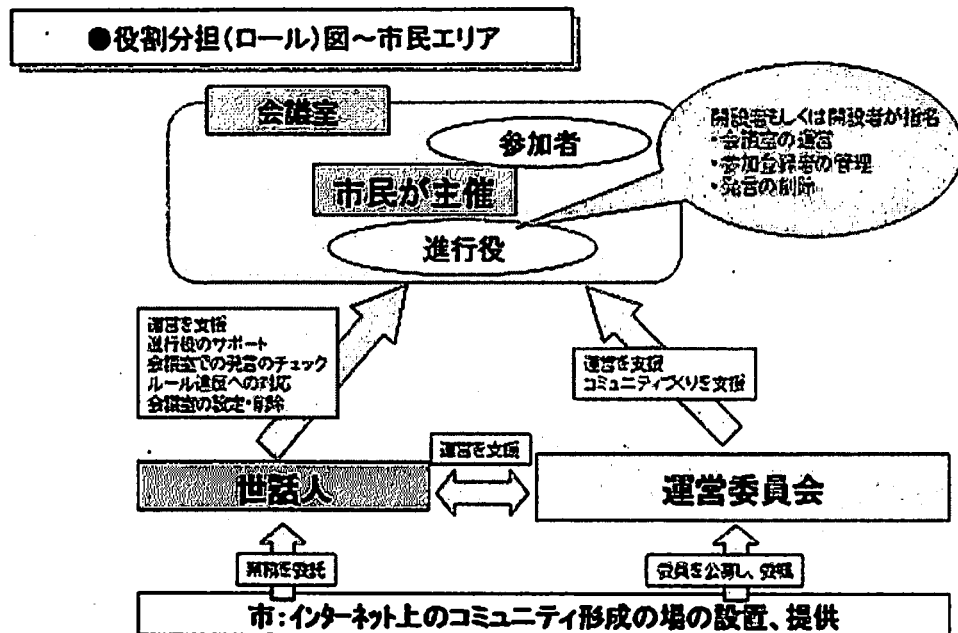
- ・共生的自治システムの「市民提案システム」制度の一つ
- ・市政に関することをテーマ
- ・参加者が意見、情報を交換
- ・運営委員会を通じて「市政への提案」として提出
- ・市民の意見交換に必要な情報を行政が積極的に提供
- ・市職員の参加

- ・ニックネームによる発言不可
 - ・運営委員会によりテーマ設定
- ＜市役所エリアのルール概要＞
- 趣旨等:参加者同士の意見交換。市民参加制度
 - 参加者:テーマに沿った実名発言
 - 会議室:運営委員会がテーマ設定
 - 提案等:運営委員会が提案



市民エリアの目的と特徴

- ・日頃から感じていることやアイデアをテーマに
- ・ネットワーク上のコミュニティづくりをめざす
- ・市内在住、在勤、在学者であれば、誰でも開設可
- ・ニックネームによる発言可



「市民電子会議室運営委員」とは

「市民電子会議室」では広く開かれた場として、参加者自身が会議室を開催するなど参加者同士の自由な情報交流により、新しいコミュニティ形成を図ります。また、藤沢市の主催する会議室(市役所エリア会議室)では、開かれた市政を目指し、市政への新しい市民参加の場として、市民からの提案事項や市がテーマ設定した事項について意見交換をします。そしてこれらは、市民公募による「運営委員会」によって運営されています

【運営委員会の主な仕事】

1. 市役所エリア会議室のテーマ設定、会議室開設
2. 会議室でまとまったことを取りまとめ、政策提言・提案
3. ・議論の基礎となる情報の収集
 - ・会議室のPR
 - ・発言のまとめ、意見の集約
4. 「全体ルール」「市役所エリア個別ルール」の制定改廃
5. ・違反者への注意、警告
 - ・発言の削除
 - ・登録削除

【運営委員会活動報告】

第1期運営委員会(平成9年度・10年度)

◆第1期運営委員会会議室「電言板」/ ◆第1期運営委員会活動報告書

第2期運営委員会(平成11年度・12年度)

◆第2期運営委員会会議室「掲示板」/ ◆第2期運営委員会活動報告書

第3期運営委員会(平成13年度・14年度)

◆第3期運営委員会会議室「会議室ノート」/ ◆第3期運営委員会活動報告書

第4期運営委員会(平成15年度・16年度)

◆第4期運営委員会会議室「会議室ノート」/ ◆第4期運営委員会活動報告書

第5期運営委員会(平成17年度・18年度)

◆第5期運営委員会会議室「会議室ノート」/ ◆第5期運営委員会活動報告書

第6期運営委員会(平成19年度・20年度)

◆第6期運営委員会会議室「会議室ホームページ」/ ◆第6期運営委員会活動報告書

現在は第7期運営委員会が活動しています。

「市民電子会議室世話人」とは

市民電子会議室世話人(以降、「世話人」という。)とは、藤沢市市民電子会議室が円滑に運用されるように、運営委員会ならびに藤沢市(市民自治推進課)と運営支援関係者と絶えず連絡をとりながら、管理者だけが使用できる機能を活用し、市民電子会議室全体の世話をする担当者のことです。

世話人は、市民電子会議室実施要領に基づき、以下に示す機能を利用することができます。ただし、公序良俗に反する発言(または会議室が開設)がなされた時、特定の個人・または団体を誹謗中傷する発言(または会議室が開設)がなされた時、その他市民電子会議室の円滑な運用に著しく反する行為が行われた時で、迅速な対応が必要な場合、世話人個人の判断でそれらの機能を使用することができます。

1. メンバーの管理

(1) パスワードを変更する

世話人は、登録者本人からの依頼があった場合(パスワードを忘れた等)、メンバーのパスワードを変更することができます。

パスワードの確認・変更のしかたは藤沢市市民電子会議室ヘルプをご覧ください。なお、パスワードを忘れてしまった場合、「ID」または「Eメールアドレス」をもとにしてパスワードを問い合わせる機能が新しいシステムでは付きました。市民電子会議室トップページの「パスワードを忘れたら」メニューをご覧ください。ただし、藤沢市市民電子会議室の参加者登録の際に秘密の質問、秘密の答えを入力しなかった場合は、使うことができません。

(2) 会議室への参加を制限する

世話人は、「市民電子会議室利用規約」第12条「禁止事項」に該当する行為が見られた場合、そのメンバーに直接、メールにより発言の削除などを求め、注意を与えます。注意によっても改善が見られない場合は、警告を与え、なお改善が見られない場合、そのメンバーの会議室への参加を一定期間制限します(なお、この措置の後、問題となった行為の再発は見られないと判断した場合、そのメンバーの「会議室」への参加の制限を解除することができます)。

(3)市民電子会議室への登録を抹消する

上記の理由で「会議室」への参加の制限や、「会議室」の開設の制限を一定期間受けたメンバーが、再び同様の行為をした場合、世話人はそのメンバーの登録を抹消することができます。

2.「会議室」の管理

(1)「会議室」を作成する

世話人は市役所エリアでは運営委員会の要請を受け、市民エリアでは会議室開設希望者からの依頼を受けて、会議室の開設および設定変更をすることができます。

(2)「会議室」を停止・削除する

世話人は、「市役所エリア会議室開設運用規約」第12条「登録の抹消等」に該当する行為が見られた場合、その「会議室」の「会議室進行役」に直接、メールにより注意を与え発言の削除、またはテーマの変更などを要請します。注意によっても改善が見られない場合は、警告を与え、なお改善が見られない場合、その「会議室」を一時停止もしくは削除することができます。ただし、開設された「会議室」のテーマが、明らかにルール違反であると判断できる場合は、即刻停止もしくは削除を行います。(なお、この措置の後、問題となった行為が改善され、再発は見られないと判断した場合、その「会議室」の停止を解除することができます。)

このほか、世話人は会議室「進行役」の依頼を受けて、会議室を削除することができます。また、長期間にわたり新たな発言が見られない会議室については、削除することがあります。

(3)メールの一斉送信およびメーリングリストの管理

世話人は必要に応じ市民電子会議室メンバー全員にメールの一斉送信を行うことができます。また各会議室のメール配信の稼働/停止を行うことができます。

●このページに掲載されている情報の発信元

藤沢市 市長部局 市民自治部 市民自治推進課(市民電子会議室運営委員会事務局)

◆課のトップページ

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466(25)1111(代表) (内線) 2513

お問い合わせ

藤沢市ホームページについて | プライバシーについて | サイトマップ | お問い合わせ | 免責事項 | 著作
藤沢市役所 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 電話0466-25-1111(代表) Copyright © 2007 Fujisawa City Office, AI



「藤沢市市民電子会議室」ルールについて

最終更新日:2009年12月1日

「藤沢市市民電子会議室」の決まり事

「藤沢市市民電子会議室」には、ネットワーク上で良好なコミュニティをつくりあげるための「決まり事」があります。以下の決まり事をよくお読みいただき、ご同意の上、ご参加くださいますようお願いいたします。

(参加された方は「決まり事」に同意いただいたものとさせていただきます。)

1. 市民電子会議室設置要綱
2. 市民電子会議室運営委員会運営基準
3. 市民電子会議室利用規約
4. 市民エリア会議室開設運用規約
5. プライバシーポリシー

市民電子会議室内コンテンツの著作権について

藤沢市市民電子会議室上の文書や画像等のファイルは、著作権の対象となっています。また、この電子会議室全体も編集著作物として著作権の対象となっており、これらの著作権は日本国著作権法及び国際条約により保護されています。私的使用のための複製や引用など著作権法上認められる場合を除き、藤沢市の許可無くこの電子会議室上の文書・画像等を無断使用・複製・転載・販売することを禁止します。

藤沢市市民電子会議室上の文書や画像等のファイルの使用を希望される方は、市民電子会議室事務局までご連絡ください。

※事務局の連絡先は、下欄の「情報の発信元」をご覧ください。

●このページに掲載されている情報の発信元

藤沢市 市長部局 市民自治部 市民自治推進課(市民電子会議室運営委員会事務局)

◆課のトップページ

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466(25)1111(代表) (内線) 2513

藤沢市市民電子会議室設置要綱

(目的)

第1条 市民同士及び市民と行政が協働してまちづくりを進めるための基盤づくりとして、市民、企業、大学及び行政がインターネットを活用し、相互に情報交換及び意見交換等を行い、この市における市民参加と新しいコミュニティづくりを推進することを目的として、藤沢市市民電子会議室（以下「電子会議室」という。）を設置する。

(個人情報)

第2条 電子会議室上の個人情報については、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の規定を適用する。ただし、電子会議室に参加登録した者が提供し、電子会議室に開示された情報は、個人情報であっても公開することに同意したものとす。

(会議室への参加)

第3条 電子会議室において、発言する場合は、電子会議室へ参加登録をしなければならない。ただし、閲覧のみを行う場合は、この限りでない。

2 前項の電子会議室の参加登録及び利用に関し、必要な事項は、藤沢市市民電子会議室利用規約に定める。

(会議室の種類)

第4条 電子会議室は、市政に関する事項をテーマとする市役所エリア会議室と新しいコミュニティづくりを目的とする市民エリア会議室より構成する。

(市役所エリア会議室)

第5条 市役所エリア会議室は、市が進めるインターネットを活用した市民提案システムとして実施するものとし、市は、意見交換に必要な情報を積極的に提供することにより、参加者同志の意見交換が活発に行われるよう努めるものとする。

2 市役所エリア会議室は、第7条に規定する運営委員会が市と協議のうえ、開設、廃止等の決定を行うものとする。

3 市役所エリア会議室のテーマは、次のとおりとする。

- (1) 市民等から提起された市政に関する事項
- (2) 市が提起した事項
- (3) その他第7条に規定する運営委員会が必要と認めた事項

4 市役所エリア会議室において、参加者が発言を行う場合は、本名で行わなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市役所エリア会議室の運営に必要な事項は、各会議室の個別ルールに定める。

(市民エリア会議室)

第6条 市民エリア会議室は、この市に在住、在勤又は在学している者が、新しいコミュニティづくりを推進することを目的として開設することができるものとする。

2 市民エリア会議室の運営に必要な事項は、市民エリア会議室運用管理規約及び各会議室の個別ルールに定める。

(運営委員会)

第7条 電子会議室の企画、運営等を行うため、電子会議室に運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第8条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に定める人数を超えた人数で委員会を組織することができる。

(委員会の所管事項)

第9条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 電子会議室の企画、運営に関すること。
- (2) 第5条に定める市役所エリア会議室に関すること。
- (3) 第13条に定める提言に関すること。
- (4) 電子会議室の円滑な運営を行うために必要なルールの制定、改廃に関すること。
- (5) ルール違反者への対応に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

(委員)

第10条 委員は、公募に応募した者のうちから、市長が選出し、委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

(資格)

第11条 委員に応募することができる者は、この市に在住、在勤又は在学し、かつインターネットを利用してホームページの閲覧及び電子メールの送受信ができる者とする。

(応募等)

第12条 委員に応募しようとする者は、別に定める書類に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(提言)

第13条 委員会は、市役所エリア会議室で議論された事項について、必要があると認めるときは、市長に対して当該事項に係る提言をすることができる。

(委員会に関する事項の委任)

第14条 第7条から前条に定めるもののほか、委員会に関する事項については、藤沢市市民電子会議室運営委員会運営基準に定める。

(世話人)

第15条 電子会議室の運営を補佐し、第9条第5号に規定するルール違反者への対応を行うため、世話人を置く。

2 世話人の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 参加者に対する支援に関すること。
- (2) 会議室における発言内容等のチェック、確認に関すること
- (3) 会議室の開設、閉鎖等に関すること。
- (4) 会議室開設者及び進行役の支援に関すること。
- (5) ルール違反者への直接的な対応に関すること。
- (6) 委員会に対する支援を行うこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

(進行役)

第16条 会議室の円滑な運営を図るため、会議室に進行役を置く。

2 進行役は、会議室の司会進行、運営管理を行うほか個別ルールを定めることができる。

3 市役所エリア会議室の進行役は、委員会が選出する。

4 市民エリア会議室の進行役には、会議室開設者のほか、会議室開設者が任命したものが就任する。

(研究員)

第17条 電子会議室の活動を充実させるために、研究員を置くことができる。

2 研究員は、藤沢市市民電子会議室の発展のための研究を行うと共に、委員会に協力し、運営委員を補佐する。

(事務局)

第18条 電子会議室の事務を処理するため、市民自治推進課を事務局に充てる。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月13日から施行する。
- 2 市民電子会議室実施要領（平成13年4月1日）は、廃止する。

藤沢市市民電子会議室運営委員会運営基準

藤沢市市民電子会議室設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき設置された運営委員会（以下「委員会」という。）を運営するために必要な事項を次のとおり定める。

1 組織

委員会は、要綱第10条の規定に基づき委嘱された委員により構成する。

2 委員長等

- (1) 委員会に、委員長のほか、副委員長2人を置くものとし、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長が辞任又は30日間職務に就けないときは委員長を辞任したものとし、委員の互選により新たに委員長を選出する。
- (3) 前号の規定により委員長を選出した結果、副委員長に欠員が生じたときは、委員の互選により副委員長を選出する。

3 委員長等の役割

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会議の種類

委員会は、要綱第9条に規定する所管事項を処理するため、次の会議を開催する。

- (1) インターネットを利用した会議
- (2) オフライン会議

5 会議の開催

- (1) 委員会のインターネットを利用した会議は、常時開設するものとし、委員は運営に関する意見を自由に提出することができる。
- (2) 委員会のオフライン会議は、委員長が必要と認めた場合又は委員からの開催要求があった場合において、委員長がその内容を確認し、必要と認めるとき、会議を開催するものとする。ただし、委員長が不在等のため、開催要求があった日から起算して7日を経過しても会議開催の決定がない場合には、副委員長が内容を確認し、開催することができる。

6 開催通知

- (1) 会議の開催は、インターネットを利用して通知する。
- (2) 議決を要する議案を提案する場合には、委員長は、議案の内容及び議決期限を事前に提示するものとする。

7 定足数

オフライン会議は、委員の過半数の出席により成立する。

8 議決

- (1) インターネットを利用した会議での議決は、委員の過半数をもって決する。この場合、委員は、委員長があらかじめ指定した期限までに、1議案につき1回に限り賛否を表明するものとし、期限までに表明がないものについては棄権したものとみなす。
- (2) オフライン会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員以外の者の参加

委員会は、会議の進行について必要があると認めるときには、世話人その他委員以外の者を委員会に参加させることができる。ただし、委員長の許可なくして発言することはできない。

10 協力員

- (1) 運営委員会は、市民電子会議室の活動を充実するため、市民電子会議室に参加する者の中から協力員を置くことができる。
- (2) 協力員は、運営委員会の要請に基づいて、専門知識、経験等を生かし、市民電子会議室の運営に協力するものとする。

11 秘密の保持

委員会に参加する者は、委員会において知り得た個人の情報について他に漏らしてはならない。

12 委任

この基準に定めるもののほか、委員会の運営について、必要な事項は、委員会で協議のうえ定めるものとする。

附則

この基準は、平成9年7月30日から適用する。

附則

この基準は、平成10年2月1日から適用する。

附則

この基準は、平成12年4月25日から適用する。

附則

この基準は、平成13年4月14日から適用する。

附則

この基準は、平成16年3月30日から適用する。

附則

この基準は、平成18年4月13日から適用する。

藤沢市市民電子会議室 利用規約

この規約は、藤沢市市民電子会議室設置要綱第3条に基づき、藤沢市市民電子会議室（以下「電子会議室」といいます。）の参加登録及び利用について必要な事項を次のとおり定めるものです。

（用語の説明）

第1条 この規約において、「参加者」とは、この規約に同意のうえ、電子会議室に参加登録した方をいいます。

（参加者の規約同意）

第2条 藤沢市（以下「甲」といいます。）が設置した電子会議室に発言を行うため参加をする者（以下「参加者」といいます。）は、この規約に同意したものとします。

（規約の変更）

第3条 甲は、電子会議室を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、この規約を予告なく変更することがあります。参加者は、最新の規約を確認してください。

（参加登録及び退会）

第4条 電子会議室に参加する際には、登録が必要です。登録にあたっては、本名、電子メールアドレス、希望ID、希望パスワード、性別等所要事項につき、最新、真実かつ正確なデータを入力してください。登録したデータに変更のあったときは、速やかに変更の手続きをしてください。なお、会議室の円滑な運営のために甲が必要と認めるときには、参加者の所在等確認を行うことがあります。また、参加者が退会する場合には、参加者本人が速やかに退会手続きを行うものとします。

（個別の会議室への参加）

第5条 参加者は、個別の会議室に参加する場合、当該会議室ごとに参加登録を行う必要があります。また、この場合、参加者は、当該会議室の進行役が参加者の登録した本名、電子メールアドレス、ID、性別、ニックネームを参照できることに承諾をしたものとします。

（通信手段の調達）

第6条 電子会議室を利用するために必要な通信手段、ネットワーク等は参加者が調達してください。参加者が使用している通信手段、接続しているネットワークの不具合や変更によるデータの不着等に起因する損害について甲は一切責任を負いません。

(参加者との連絡)

第7条 甲は、参加者への連絡を行う場合には、電子メール又は郵便を用いて行います。
参加者が、甲への連絡を行う場合は、電子メール又は郵便を用いて行うものとします。

(ID、パスワードの管理)

第8条 参加者が電子会議室を利用する場合には、参加者本人のID及びパスワードを用いるものとします。ID及びパスワードの管理は、参加者の責任において行ってください。電子会議室の利用を一時中断するときは、必ずログアウトしてください。

(第三者利用時の責任)

第9条 参加者のID、パスワードを参加者以外の者（以下「第三者」といいます。）が使用し、これに起因して第三者に損害が生じた場合でも、甲は一切の責任を負いません。

(参加者の責任)

第10条 第三者が参加者のID、パスワード又はその両方を使用しこれに起因して甲に損害が生じた場合は、甲は、当該参加者に損害賠償請求を行うことがあります。

(ID、パスワード不正使用時の届け出)

第11条 参加者がID、パスワードを第三者に了知され又は不正使用されたときは、当該参加者は速やかにその旨を甲に届け出るとともに、甲の指示に従ってください。ただし、このことにより、参加者は免責されず、甲は責任を負うものではありません。

(禁止事項)

第12条 甲は、参加者が、次に掲げる行為を行うことを禁止します。

- (1) 第三者になりすますこと（実在しない者になりすますことも含みます。）。
- (2) 代理権や代表権がないにもかかわらず、団体や組織を称すること（過失による場合も含みます。）。
- (3) 他の個人、団体又は組織と協力関係、提携関係にあると偽ること（過失による場合も含みます。）。
- (4) ID又はパスワードの使用を第三者に許諾すること。
- (5) 本来の目的外に使用（使用には、複製、送信、頒布、譲渡、貸与、担保権の設定、翻訳、翻案など一切を含みます。以下同じ。）をすること。
- (6) 第三者を差別、誹謗中傷（人種、民族を含みます）すること。
- (7) 罵詈雑言に類する行為その他品性を欠く行為
- (8) いやがらせ、ストーキングに類する行為
- (9) 第三者の名誉、プライバシー、信用など人格権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (11) 第三者の個人情報収集する行為又はそのおそれのある行為
- (12) 第三者の財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (13) 特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権、商品化権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (14) わいせつな情報、児童虐待に結びつく情報を提供する行為又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (15) 未成年者を害するおそれのある行為
- (16) 事実に反する情報を提供する行為又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (17) 営利を目的とした行為又はその準備を目的とする行為
- (18) 布教活動、宗教的勧誘を目的とする行為
- (19) 公職選挙法に反する行為又はそのおそれのある行為
- (20) 倫理的観点から問題のある行為、公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (21) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (22) 他者のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限する危険性のあるプログラムを含むデータを掲示等する行為
- (23) 大量のデータの送付、有害なプログラムの送付、無権限によるデータの改竄を行う行為
- (24) 電子会議室の円滑な提供を妨げるおそれのある行為
- (25) その他法令に違反し、第三者の権利を侵害し、又は第三者に経済的・精神的損害を与える行為

(登録の抹消等)

第13条 甲は、参加者が次のいずれかに該当する場合には、当該参加者の登録を抹消し、将来の登録も受けつけず、又は電子会議室の利用をさせないこと（以下「登録の抹消等」といいます。）ができます。

- (1) 甲からの連絡に対し、登録をした電子メールアドレス等に連絡がとれないとき。
- (2) 第4条に基づく、参加者の所在等の確認に応じないとき。
- (3) 最新、真実かつ正確なデータをもって登録していないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 一定期間IDを使用していないとき。
- (5) この規約に反した行為を行ったとき。
- (6) 電子会議室の円滑な運営のため、甲が必要と認めるとき。

ただし、このことにより、甲が登録の抹消等をする義務を負うものではありません。甲は、当該参加者又は第三者に対し、登録の抹消等をし、又はしないことによる一切の責任を負いません。

(情報掲示場所の変更等)

第14条 甲は、電子会議室に発信された情報が、次のいずれかに該当すると判断した場合には、参加者の同意なく、当該情報の掲示場所の変更、削除又は廃棄（以下「変更等」といいます。）をすることができます。

- (1)この規約に反する内容
- (2)法令に違反し又はそのおそれのある内容

ただし、このことにより、甲が情報の変更等をする義務を負うものではありません。甲は、参加者又は第三者に対し、情報の変更等をし、又はしないことによる一切の責任を負いません。

(個人情報の取り扱い)

第15条 電子会議室の利用に関し、甲が収集した参加者の個人情報の取り扱いについては、甲が別に定めるプライバシーポリシーによるものとします。

(電子会議室の提供についての保証等)

第16条 甲は、電子会議室の提供の持続性、信頼性、正確性、完全性、有用性、第三者の権利を侵害していないこと、参加者の希望を満たすこと、参加者の実在性等について保証しているものではありません。参加者が提供した情報についても同様です。

甲は、電子会議室の利用に起因して参加者に生じた一切の損害について賠償する義務を負うものではありません。また参加者が提供した情報の内容に起因して生じた損害についても同様です。

(リンクの取り扱い)

第17条 参加者が提供した情報又は甲が提供した情報が、他のサイトやリソースへリンクをしている場合、甲は、当該サイト又はリソースに関して一切の責任を負いません。

(電子会議室の内容の変更等)

第18条 甲は、電子会議室の運営に関し必要がある場合、参加者に予告なく電子会議室の内容の変更、停止、中止又は廃止（以下「電子会議室の内容の変更等」といいます。）をすることがあります。参加者は前もってこのことに同意した上で電子会議室に参加するものとします。

(甲の損害賠償の制限)

第19条 参加者は、当該参加者に次に掲げる損害が生じた場合、甲が損害賠償責任を負わないことにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 電子会議室の利用又は利用の不能に起因する損害
- (2) 電子会議室の内容の変更等に起因する損害
- (3) 参加者が提供した情報に起因する損害
- (4) 参加者間の紛争に関する損害
- (5) その他電子会議室の利用に関連して発生した損害

(参加者に起因する損害賠償の負担)

第20条 参加者は、当該参加者が提供した情報、又は当該参加者の行為により、甲に生じた損害（弁護士費用等の費用を含みます。）を、甲に対し賠償するものといたします。

(著作権の扱い)

第21条 電子会議室上の文書や画像等のファイルは、著作権の対象となっています。また、この電子会議室全体も編集著作物として著作権の対象となっており、これらの著作権は日本国著作権法及び国際条約により保護されています。私的使用のための複製や引用など著作権法上認められる場合を除き、甲の許可無くこの電子会議室上の文書・画像等を無断使用・複製・転載・販売することを禁止します。

(情報の使用に関する許諾)

第22条 参加者が情報を送信した場合、参加者は甲に対して、当該情報を日本の国内外で無償かつ非独占的に使用する権利を許諾したものとみなします。また、参加者は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとします。ただし、このことにより、他の参加者及び第三者に対して甲が当該情報の使用の許諾をすることをあらかじめ約束するものではありません。

(日本法の適用)

第23条 この規約に定めるもののほか、甲と参加者との間の電子会議室を巡る法律関係については、すべて日本法が適用されるものとします。

(その他の決め事)

第24条 参加者は、この規約に定めるもののほか、各会議室の個別ルールを始めとする参加者同士の決め事についても遵守し、電子会議室に参加するものとします。

(所轄裁判所)

第25条 甲と参加者との間に電子会議室又はこの規約を巡って紛争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この規約は、平成18年4月13日から施行する。

市民エリア会議室開設運用規約

この規約は、藤沢市市民電子会議室設置要綱（以下「要綱」といいます。）第6条の規定に基づき、藤沢市市民電子会議室（以下「電子会議室」といいます。）の市民エリアに会議室を開設し、運用するために必要な事項を次のとおり定めるものです。

（用語の説明）

第1条 この規約において、「参加者」とは、藤沢市市民電子会議室利用規約（以下「利用規約」といいます。）に同意し、電子会議室に参加登録した方をいいます。

「開設者」とは、この規約に同意し、電子会議室市民エリア（以下「市民エリア」といいます。）に会議室を開設する方をいいます。

「進行役」とは、要綱第16条第2項に基づき、会議室の進行を行うと共に管理・運営を行う方をいいます。開設者は進行役となるものとします。開設者は、進行役の業務を共同して行わせるために、会議室参加者から新たな進行役を任命することができます。

（開設者等の規約同意）

第2条 藤沢市（以下「甲」といいます。）は、この規約を定め、これにより、市民エリア上に会議室を開設し、管理・運用することができるサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。開設者は、この規約に同意し、会議室を開設するものとします。開設者に任命された進行役も、この規約に同意したものとします。

（規約の変更）

第3条 甲は、電子会議室を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、この規約を予告なく変更することがあります。進行役は、最新の規約をご確認ください。

（会議室の開設等）

第4条 開設者は、電子会議室への登録が必要です。開設にあたっては、会議室開設のねらい、希望会議室名、希望メーリングリスト名等所要事項につき、正確なデータを入力し送信してください。登録データに変更のあったときは、速やかに変更の手続きをしてください。なお、開設した会議室の閉鎖を希望する場合には、速やかに手続きを行うものとします。

（通信手段の調達）

第5条 会議室の管理・運用に必要な通信手段、ネットワーク等は進行役が調達してください。進行役が使用している通信手段、接続しているネットワークの不具合や変更によるデータの不着等に起因する損害について甲は一切の責任を負いません。

(進行役との連絡)

第6条 甲は、進行役への連絡を行う場合には、電子メール又は郵便を用いて行います。進行役が、甲への連絡を行う場合は、電子メール又は郵便を用いて行うものとします。

(甲からの連絡等の周知)

第7条 進行役は、会議室の参加者に対し、甲より本サービスに関する連絡その他電子会議室に関する電子メールの送信等がある旨を周知するものとします。

(進行役の責務)

第8条 進行役は、開設した会議室の管理・運営についてその一切の責任を持つものとします。なお、進行役は、要綱第1条の目的及び利用規約に反しない範囲において、要綱第16条第2項の規定に基づき、開設した会議室の個別ルールを設けることができます。

(個人情報の取り扱い)

第9条 進行役は、会議室参加者の個人情報を法令等の定めるところにより、適切に管理しなければなりません。個人情報の第三者への提供、開示等は一切禁じます。

(ID、パスワードの管理)

第10条 進行役が電子会議室を利用する場合には、進行役本人のID及びパスワードを用いるものとします。ID及びパスワードの管理は、進行役の責任において行ってください。電子会議室の利用を一時中断するときは、必ずログアウトしてください。

(会議室参加者の管理、監督)

第11条 進行役は、会議室の参加者が利用規約第12条に規定する禁止事項に抵触しないよう、当該会議室を管理するものとし、禁止事項に抵触する情報が送信された場合は、当該情報送信者に注意・警告をするとともに、速やかに当該情報を削除し、その旨を甲に報告するものとします。

(登録の抹消等)

第12条 会議室の状況が、次のいずれかに該当する場合は、甲は当該会議室の進行役及び参加者に、事前の連絡なしに会議室の閉鎖又は削除を行うことができます。さらに必要と判断した場合には、以後、当該進行役による会議室の開設を受けつけないこと、当該進行役の参加者登録を抹消し、将来の登録も受けつけないことができます。

(1) 甲が定める利用規約第12条の禁止事項に違反して会議室を開設・運営したとき。

- (2) 進行役が、最新、真実かつ正確なデータをもって参加者登録していないとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 進行役として知りうる参加者の登録内容その他参加者に関する情報などを第三者に漏洩したとき。
- (4) 進行役が利用規約に反し、参加登録を抹消されたとき。
- (5) 本サービスの社会的な信用を毀損するようなとき。
- (6) この規約に反した行為を行ったとき。
- (7) 市民電子会議室の円滑な提供のため、甲が必要と認めるとき。

なお、このことにより、甲が会議室の閉鎖及び削除をする義務を負うものではありません。

(一定期間発言がない場合の扱い)

第13条 甲は、会議室の開設後2週間以上発言がない又は、直近の発言から1ヶ月以上発言がない場合には、会議室の閉鎖又は削除をすることができます。

(会議室の削除等に伴う免責)

第14条 第12条及び第13条の規定に関連して生じた損害について、甲はその一切の責任を負いません。

(甲による情報の閲覧)

第15条 甲は、市民電子会議室の円滑な運営のため、会議室内の情報を、進行役又は参加者の同意なく閲覧することができるものとします。

(情報掲示場所の変更等)

第16条 甲は、会議室内の情報が、次のいずれかに該当すると判断した場合、進行役又は参加者の同意がない場合でも、情報の掲示場所を変更し、削除し、又は廃棄（以下「変更等」といいます。）をすることができます。

- (1) この規約又は利用規約に反する内容
- (2) 法令に違反し又はそのおそれのある内容

ただし、このことにより、甲が情報の変更等をする義務を負うものではありません。甲は、進行役、参加者、又は第三者に対し、情報の変更等をし、又はしないことによる一切の責任を負いません。

(サービスの内容の変更等)

第17条 甲は、本サービスの提供に関し必要がある場合、進行役又は参加者に対し予告なく本サービスの内容の変更、停止、中止又は廃止（以下「本サービスの内容の変更等」といいます。）をすることがあります。進行役はこのことに同意した上で会議室の開設・管理・運営をするものとします。

(甲の損害賠償の制限)

第18条 進行役は、進行役、参加者又は第三者に次に掲げる損害が生じた場合にも、甲が損害賠償責任を負わないことあらかじめ同意するものとします。

- (1)本サービスの利用又は利用不能に起因する損害
- (2)本サービス内容の変更等に起因する損害
- (3)参加者及び進行役が提供した情報に起因する損害
- (4)参加者間の紛争に関する損害
- (5)その他本サービスの利用に関連して発生した損害

(進行役に起因する損害賠償の負担)

第19条 会議室内の情報、進行役又は参加者のこの規約若しくは法令違反に起因、関連して生じたすべての請求については、進行役の負担と責任で解決するものとします。当該請求への対応に関連して甲に費用（弁護士費用を含みます。）が発生し又は甲が賠償金を支払った場合には、進行役はこれらの損害に関わる費用等を負担するものとします。

(情報の使用に関する許諾)

第20条 会議室内の情報及び会議室についての著作権については、利用規約第21条及び第22条の規定に従うものとし、進行役は甲に対して、当該情報を日本の国内外で無償かつ非独占的に使用する権利を許諾したものとみなします。又、進行役が甲に対し著作権人格権を行使しないものとします。ただし、この条項は、他の参加者や第三者に対して甲が当該情報の使用の許諾をすることをあらかじめ約束するものではありません。

(日本法の適用)

第21条 この規約に定めるもののほか甲と進行役との間の会議室を巡る法律関係についてはすべて日本法が適用されるものとします。

(所轄裁判所)

第22条 甲と進行役との間に会議室又はこの規約を巡って紛争が発生し、訴訟により解

決する必要が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この規約は、平成18年4月13日から施行する。



ふじでんニュース(藤沢市市民電子会議室ニュースレター)

最終更新日:2009年12月3日

藤沢市市民電子会議室「ふじでんニュース」は、市民電子会議室の動向をお伝えするニュースレターです。また、市民電子会議室にご登録いただいている方にはダイジェスト版を月2回電子メールにて配信しています。

市民電子会議室の今は？

藤沢市市民電子会議室では今、何が話されているのか？こちらをご覧ください！

2009年度

2009年11月18日初冬号NEW

市民まつり2009記念号外版蛸蛉号

2009年5月25日薫風号

2008年度

2009年2月3日節分号

2008年12月1日紙面刷新特別号

バックナンバーはこちらからご覧ください。

2007年度

2008年3月号

2007年11月号

2007年8月号

2007年6月号

2006年度

2007年3月号

2007年1月号

2006年11月号

2006年9月市民まつり号外

2006年8月号

2006年7月号

2005年度

2006年2月号

2005年11月号

2005年9月市民まつり号外

2005年6月号

2005年春号

※2004年度以前のふじでんニュースの記事はこちらをご覧ください。

●このページに掲載されている情報の発信元

藤沢市 市長部局 市民自治部 市民自治推進課(市民電子会議室運営委員会事務局)

◆課のトップページ

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466(25)1111(代表) (内線) 2513

[お問い合わせ](#)

[藤沢市ホームページについて](#) | [プライバシーについて](#) | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#) | [免責事項](#) | [著作権](#)
藤沢市役所 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 電話0466-25-1111(代表) Copyright © 2007 Fujisawa City Office, All



2009 初冬号
新編集4号
11月18日発行
藤沢市
市民電子会議室
運営委員会
編集制作: 産康工学研究所

「(市) 未来地図を描こう! 新しい総合計画に向けて」開設

◆10月13日、市役所エリアに「(市) 未来地図を描こう! 新しい総合計画に向けて」会議室が新設された。来年で市制70周年を迎える藤沢市。30年後の藤沢を見据え、2011年からスタートする「藤沢市総合計画」の基本構想決定に向けて、市民の知恵や思いを反映させるために開設された会議室だ。◆会議室では「現在・未来の藤沢らしさ」や「藤沢の将来像に向けた課題」を大きなテーマとしながら、「藤沢全体」「13地区の様子」「人・生活・行政」「観光・湘南」といった各カテゴリーごとに集中討議期間を設け、総合計画の内容について情報共有や意見交換を展開する予定だ。この電子会議室で議論された内容は、運営委員会により整理され、計画策定の柱となる「総合計画案」に随時提出されることになる。◆計画策定に当たり、藤沢市では既に地域経営会議や地域経営戦略100人委員会など、今年の夏から様々な取

り組みを始めている。それら市民が市政に参加する一連の試みの一つとして、この会議室も開設された。そのため、100人委員会での議論の内容が会議室内で紹介されるなど、並行して進められている政策との連携も考慮にいれた進行にも気を配っている。◆会議室開設から約1ヶ月(11月12日現在)で90件以上の発言があり、スタート段階の会議室の位置づけの確認などのアイドリング状態をへて、いよいよ「藤沢らしさ」についてを軸に、参加者の多様な視点からの熱心な意見交換が始まっている。とかく趣味的になりがちな総合計画に、どれだけ市民の具体的な声が反映されるのか、藤沢市市民電子会議室の役割を再確認するためにも、今後の経過に期待したい。開設期間は2010年7月頃までを予定している。

市民電子会議室界の金字塔 - 役割を終えた2つの会議室 -

◆長らく市役所エリアの会議室として開かれていた2つの会議室が、このほど「もはやその役割を終えた」との判断で、告知期間をおいた上で、運営委員会により閲覧専用会議室に移行された。◆その会議室は、2000年3月に開設された「(市) 引地川ダイオキシン問題」会議室と2001年2月に開設された「(市) 沼沼海岸公園を

みんなで話そう」会議室の2つ。◆両会議室ともに、書籍『e-デモクラシーへの挑戦 - 藤沢市市民電子会議室の歩み』(岩波書店)で取り上げ、全国の行政系市民電子会議室の在り方を示唆するモデルとして長年語られてきた。その意味で、この2つの会議室の果たした役割は大きく、その精神は今後も引き継がれるであろう。

◆前回の風評のあと、夏が過ぎ、秋から「そと」をのびる勢いを感じさせる季節となりました。半年振り返るふじでんニュースとなってきました。◆「振り返る」は、市民電子会議室の歴史を物語る。市役所エリアの二つの会議室が幕を閉じた「引地川ダイオキシン問題」(沼沼海岸公園をみんなで話そう)の両会議室を以て、行政と市民の在り方について、全国の電子ミニミニ、開かれた、多くの課題とヒントを提供した会議室にたいして感謝を述べたい。◆今号では、初の試みとして、市民電子会議室の歴史を物語る、市役所エリアの二つの会議室が幕を閉じた「引地川ダイオキシン問題」(沼沼海岸公園をみんなで話そう)の両会議室を以て、行政と市民の在り方について、全国の電子ミニミニ、開かれた、多くの課題とヒントを提供した会議室にたいして感謝を述べたい。◆最終的には、発言のない会議室の存在意義が問われるのは否めない。テーマの普遍性と会議室の役割：なかなか一筋縄ではいかない難しい課題である。(世話人・太田)



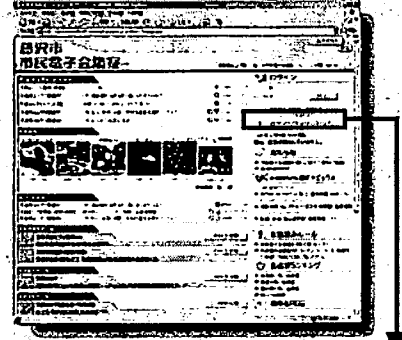
特集
市政への提言は届いたか
「学校園地等環境改善プラン」に関する提言書への回答
◆市役所エリアもついに川沼沼海岸公園を環境改善プランに関する提言書「学校園地等環境改善プラン」に関する提言書は、8月18日に、市民電子会議室で市長に届けられた。市民の思いははたして市政に届いたのか。今号の特集に追加した各人への回答について話そう。かかった。
—昨年市役所に提出した提言書を見ての感想は、
I : 届かずにいたことは「もやもや」して、「もう一度やり直さないと」を思っていました。今回届いたことに対しては、I : 届かずにいたことは「もやもや」して、「もう一度やり直さないと」を思っていました。今回届いたことに対しては、
I : 届かずにいたことは「もやもや」して、「もう一度やり直さないと」を思っていました。今回届いたことに対しては、
I : 届かずにいたことは「もやもや」して、「もう一度やり直さないと」を思っていました。今回届いたことに対しては、
I : 届かずにいたことは「もやもや」して、「もう一度やり直さないと」を思っていました。今回届いたことに対しては、

はじめての方へ まずはアクセス!!

http://net.community.city.fujisawa.kanagawa.jp
も個別の会議室に移して、より詳細な議論を促す。I : Yさんは福岡から「愛」やっばりお母さままで、子供が通っている学校のことを名前を出していったりするのよ。◆市民電子会議室の場所は? I : 私はずっと山田さんと一緒に閉まっていたんですが、最初は閉まっていて、開いてくれたら、今後の対応を促すのよ。◆なぜ閉じちゃったのよ? I : 。

今年も市民電子会議室の大イベントがやってくる!! 11月28日 交流会2009

毎年恒例の市民電子会議室「交流会」が今年も開催されます。日頃、ネット上の会議室で言葉を交わす参加者が、一堂に会しての議論、交流、和気。みなさんも楽しみにのど時を一緒にいかがですか?
みんなで楽しく藤沢の未来地図を描こう!
◎日時: 11月22日(日) 13時30分~16時(開場: 13時)
◎場所: 藤沢市役所 新館7階 第7会議室
【第1部】市民電子会議室クイズ大会!!
~クイズでわかる市民電子会議室の過去から今へ~
【第2部】市民電子会議室の今は何? 大討論!!
~市民電子会議室の皆さんが自由に討論
【第3部】「ワールドカフェ@藤沢の未来」
~参加者全員によるカフェスタイルの意見交換
※お申込みは不要です。当日会場にお集まりください。



《市民電子会議室に参加する》

※携帯電話でもご利用いただけます。

藤沢市市民電子会議室についてのお問い合わせ
藤沢市 市民自治部 市民自治推進課 (市民電子会議室運営委員会事務局)
神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466(25)1111 (代表) (内線) 2513
e-mail アドレス: teian@city.fujisawa.kanagawa.jp

市民エリア【趣味・娯楽】 リレー川柳

政権交代も5・7・5!



◆9000件を突破し絶好調のリレー川柳。今回は8月30日の環境節選挙前後の連句を特集。世相の風刺こそ川柳の得意技。政権交代の嵐も、歴史的な大波も5・7・5ですどきキャッチ!

- [8410] 結果待ち 期待不安の夜が明けける
- [8411] 夜が明けける 希望全開言なるか
- [8412] 言なるか この一票が何を言う
- [8413] 何を言う 権利得るための投票結果
- [8414] 投票結果 市民エリアにテレビ見る
- [8415] テレビ見る 一喜一憂開票だ
- [8416] 開票だ 数を数えて涙が止まる
- [8417] 涙が止まる それから後の思いや
- [8418] 思いや 口で言うより見せてくれ
- [8419] 見せてくれ さっさと通りに実績も
- [8420] 実績も 役に立たない風が吹く
- [8421] 風が吹く 大地が揺れる陽が昇る
- [8422] 陽が昇る どう料理するマニフェスト
- [8423] マニフェスト さあ実行だ待たない
- [8424] 待たない 青信号の ばら道
- [8425] いざばら道 かけ分け道の見張ってる
- [8426] 見張ってる 決山あった公約を
- [8427] 公約を 守る責任先ず一歩
- [8428] まず一歩 朝におごらずもう一歩
- [8429] もう一歩 敵失の運力量に
- [8430] 力量に 不利はあるか前向きに
- [8431] 前向きに 進んで行ければ暗れる
- [8432] 暗れる までは待たない 伊勢山

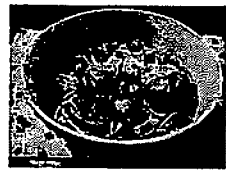
秋近心 織は何の 会議室? 市民エリア見聞録

気がつけば秋の気配...食欲の秋+エコの秋+交流の秋=市民エリアの秋!

市民エリア【生活・近所】 おうちごはん

その名の通り、家庭で食べる食事をテーマに、藤沢の地元産や旬の食材を使った手料理などを紹介するコミュニティ。「参加者は料理にちなんだニックネームで」というユニークなルールのもと、「しらす丼」「カレーライス」「美濃林焼」さんなどが中心。開設者の「まめごはん」さんはじめ、6月の開設以降、ほぼ毎日、腕ふるったおいしいそうな

料理の画像がアップされてワイワイガヤガヤ。まるで家族が揃った食卓のような楽しいコミュニティ。食欲の秋にはどんな料理が並ぶか楽しみ。



秋の味にも、さっぱりしかり食べられる旬の食材がアクセントと目を惹かせる(まめごはんさん)



市民エリア【自然・環境・科学】 エコの縁側

緑地に腰かけて、おしゃべりする気分で「エコ」について気軽に話せるコミュニティ。藤沢市の環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」と連動しながら、市民電子会議室の「環境」系会議室の中核的な役割も目指している。

今夏一番のトピックは「緑のカーテン」運動によるカーヤづくり。市内で行われる環境関連の活動やイベント情報も次々集まり、藤沢のエコについては、目が離せないアンテナ会議室だ!

市民エリア【環境・自然・科学】 藤沢市市民てんぎ会議室

2004年7月に、生活と密着した加齢感(それと科学的な好奇心もお持ち)で天候と接し、空を見上げたいという位置づけではじまったユニークな会議室。とはいえ、この会議室の進行役のひとりとは気象予報士の資格を持つという本格派。しかも、これまでに1900件の発言を重ねてきた市民エリアの名物会議室の1つ。この会議室の実力ももっとも発揮されるのは、台風などの緊急時。普段のほのぼのとした夕顔や、星、雲の動きなどの話から一転、刻一刻とかわる生の情報があつたアップされるのだ。10月8日の台風18号のときは、鎌倉市の防災情報メールより「134号線の通行止め」の情報がアップされ、つくば(茨城県)の被害なども交わされた。台風までいかなくとも、とっさのにわか雨など、いざというとき、頼りなる会議室なのだ。

緑地に腰かけて、おしゃべりする気分で「エコ」について気軽に話せるコミュニティ。藤沢市の環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」と連動しながら、市民電子会議室の「環境」系会議室の中核的な役割も目指している。



写真上は緑のカーテンに合わせた市民エリアのカーヤづくり(撮影:佐藤さん) / 右はふじさわエコ日和のふじさわエコ日和(撮影:佐藤さん)と並行して行われたカーヤづくりの発表/左は環境系「会議室」を学ぶおのひとコマ(撮影:水や山さん)

(市)みんなの話題会議室より

2009年5月~2009年10月

◆5月からの「(市)みんなの話題会議室」は、緊急話題「エリアメール」導入についてや、開発による野鳥、公園や海水浴場の環境を心配する声など、安心・安全に関する話題への関心の高さをうかがわせた。◆そんな中で、公園みどり課が進める「緑のカーテン」が、この夏には各所に広がり、無料配布された種からの成長レポートもぞくぞく届いた。会議室はすっきり緑に染まり、HOIな話題も涼やかに進行。◆CWや夏休みが重なるこの時期には、親子で楽しめるイベント情報も盛りだくさん。「貼っぺん絵」掲載日食観察会「焼川アジサイまつり」ほか要チェック!

真夏に吹き抜けるエコの風が涼やかに

第36回藤沢市民まつり



◆藤沢の3大市民メディア、市民電子会議室・ふじさわエコーのしまろサイト・ふじさわまじろホームページを相うメンバが考え出した出展テーマは「Cha!Cha!Cha!」2つながらうーふじさわや仲間。2月の交流会で海老根市長が提案した3つの「Cha!Cha!Cha!」(チェンシ・チャレンジ・チャンス)にチェン(つながり)とチャーム(魅力)を加え、市民力を結集して、藤沢の魅力を発信したいとの思いが込められた。

◆藤沢北口サンパルク広場の特設テントでは、昨年に引き続き市民アンケートと「バランスとんぼ作り」を企画された。藤沢らしさをたずねるアンケートには1000件以上の回答が集まり、藤沢の魅力として圧倒的に海や江の島、自然といった声があつた。バランスとんぼ作りは、昨年同様大人気で、テント内はとんぼ作りに熱中する子どもたちの姿が絶えることがなかった。

◆藤沢北口サンパルク広場の特設テントでは、昨年に引き続き市民アンケートと「バランスとんぼ作り」を企画された。藤沢らしさをたずねるアンケートには1000件以上の回答が集まり、藤沢の魅力として圧倒的に海や江の島、自然といった声があつた。バランスとんぼ作りは、昨年同様大人気で、テント内はとんぼ作りに熱中する子どもたちの姿が絶えることがなかった。

ふじさわへの思い

- ～ふじさわに住むわたしたちアンケート～【結果発表】
- Q1. あなたの思う「ふじさわらしさ」はなんですか? (105 票の回答のうち)
- 1位 海: 65 票
 - 2位 江の島/自然/ローカル: 各 12 票
 - 5位 住みやすい: 9 票
- Q2. 30年後のふじさわにはどんな「ふじさわらしさ」があったらよいですか? (101 票の回答のうち)
- 1位 自然・緑: 22 票
 - 2位 今のままで: 16 票
 - 3位 海: 14 票
 - 4位 住みやすい: 12 票
 - 5位 子ども: 9 票
- ※結果の詳細は市民エリア【イベント用】「2009 藤沢市民まつりクイズ中継!」会議室をご覧ください。



市民電子会議室「交流会」

2009年 12月 02日(水曜日) 00:00

印刷

おすすめNOW

市民電子会議室と電縁マップの旬な話題をチェック

市民電子会議室おすすめNOW!

市民電子会議室「交流会」

11月22日、毎年恒例の市民電子会議室「交流会」が開催されました。

その様子をお伝えします。

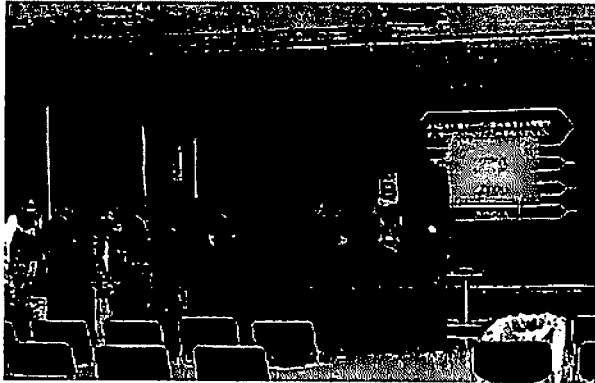
市役所エリアで「未来地図を描こう！新しい総合計画に向けて」会議室がオープンしたことを受けて、今年のテーマは『みんなで楽しく藤沢の未来地図を描こう！』です。

◎ 第1部「市民電子会議室クイズ大会！」

—あなたは何問わかるかな？ファイナルアンサー！—

各会議室からの出題を○か×か、あるいは三択で回答。正解者には、シールを渡し、後で集計しました。

1等賞への商品は、NPO法人地域魅力が「藤沢炒麺」で普及に努めている藤沢の「地粉うどん三種詰め合わせセット」でありがとうございました。



◎第2部「市民電子会議室の今は？大討論」



記者コラムは反応がない！」それに比べると市民電子会議室は、スグに反応がかえってきてもううれしいと、お話しくださいました。市民電子会議室に長年携わっているマスターさんは、市役所エリアは「市に物申すところ」、市民エリアは「楽しんでやる」に、会議室の役割が変わっているのではとの指摘をされていました。

運営委員を10年務められた後、現在は会議室に参加している人の盛り上げ役に徹しているそうです。



市民電子会議室では、今何が起きているのか？名物会議室の討論会！

『おうちごはん』から、まめごはんさん。

『カフェ～ふじさわ倶楽部～』から、マスターさん。

『藤沢電子横丁☆亀部』から、菟亀屋さん。

市民電子会議室の世話人太田さんが司会を務めました。

菟亀屋さんがもう一つ開設している『Web版ふじさわ自然通信』市民電子会議室をアーカイブとして使っているので、これまで市が預かっていてくれていると、笑っていらっしゃいました。藤報が蓄積されて行く訳ですね。

まめごはんさんは、今年開設したばかりですが、既に500アクマです。まめごはんの感想は『家族が以前にまして早く帰ること会場は笑いに包まれました。市民記者もされているまめごはん、

◎ 第3部は、ワールドカフェ@藤沢の未来

みんなで楽しく「明日の藤沢」について、カフェに集まるような感じでおしゃべりませんか？

「ワールドカフェ」という体験を初めてしました。

ワールド・カフェは、1995年にJuanita Brown (アニータ・ブラウン)氏と David Isaacs (デイビッド・アイザックス)氏によって米国で開発されました。

少人数のテーブルに別れ、テーブルの上には模造紙とカラーマーカーが置かれています。未来の課題がいくつか示されている中で、私達のテーブルは『交通』を選びました。思いのまま意見をいながら、カラーマーカーで悪戯書きをして行きます。未来の藤沢を考えて、電気自動車とか、ガイドレールを道に埋め込むなど、在り来たり意見を言っているうちに、ある方から「川を利用した船での移動」が提案されました。初めて聞く意見に一同感動しました。

時間を区切って、ホスト1名が残り他のテーブルに移動します。



テーブルに残ったのホストが今まで出た話を新規の方に伝え、さらに今までの話を膨らませます。最後に、初めのテーブルに戻ると、模造紙は書き込みで一杯

初めての「ワールドカフェ」体験は、大変楽しいものとなりました。

寒い中、お集まりいただいた皆さま、ありがとうございます。若い方たちの新鮮なアイデアで楽しい時間が過ごせました。ただ交流会の準備委員の反省としては「集客にもっと工夫と地道な活動が必要だった。」です。来年の事を言ったら鬼が笑うかも知れませんが、さらなる新企画で盛り上げますので2010年の「交流会」にぜひお運びください。

市民電子会議室に参加してみよう！

閲覧するだけは自由にできますが、ちょっと書き込みをしたくなったらぜひ、下記ページを参考に「参加登録」してください。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/~denshi/>

【ステップ1:参加登録をする】下記の要件が必要です。

- 1、本名
- 2、電子メールアドレス
- 3、希望ID
- 4、希望パスワード
- 5、性別等所要事項

【ステップ2:個別の会議室に参加する】

参加を希望する会議室ごとに参加登録を行う必要があります。またニックネームは会議室ごとに15文字以内で設定できます。

< 前 次 >

見が出せる。これだけの手順を踏んでまとめられた意見を認めない理由は何もない。

（7）どの地区が優先するのか

ある地区から提言があったとする。その地区の全体集会で話し合わせ、市民の合意が得られたものとして提出された。それでは、すぐに実施するのかという、他地区との関係が出てくる。例えば、道路の歩道整備などは、複数の地区にまたがる課題である。当然、市の全体計画に沿って計画的に執行される。このように、他地区にも共通する課題の場合、たまたまテーマに取り上げて、提言された地区を優先するわけにもいかない。そのために、市に対する提言は、市民自治調整会議で検討される。各部の調整担当の課長が集まる会議であり、提言の市政反映について、担当課だけでなく、財政面、総合計画との関係、行政改革などとの関係で総合的に検討される。市政への提言について、関係課が一堂に会して検討する場は有効である。

（8）ボランティアである運営委員の負担が大きい

運営委員は、地区内の課題、ニーズの中からテーマを設定する。そのテーマに関する学習、調査研究を行い、解決策を考えるために多くの時間と労力がかかる。単に考えるだけでなく、地域での実践活動に結びつけようとしたら、その負担はさらに増大する。

負担が過重になると、運営委員が長続きしない、運営委員の仕事が増えるから新たな提案をしない、課題の解決策を自ら考えるのではなく行政に委ねたくなる、新しい運営委員が集まりにくくなるなどの問題に波及する。

これを解決するための基本的な方法は、人手を増やすことである。運営委員の場合は、委嘱の手続きや任期の問題などがあるので、これにとらわれずに、必要ときに必要な動きをしてもらえる人材として、各地区とも協力員というスタッフを置くことができるようになってきている。運営委員会が認めた者に依頼して、運営に協力してもらうのである。パソコンの専門知識がある

八、地域の問題に詳しい人など、各地区の必要に応じて依頼している。

（9）運営委員の構成になぜ若い人がいないのか

運営委員会及び地区全体集会などに参加する市民は、40代以上の人が多い。特に、運営委員の構成は、50代、60代が中心となっている。若い人の参加を誰もが願っているが、ほとんどいない。そのため、若者が興味を持てる活動の展開、あるいは若者が参画しやすいような役割の明確化などが議論されるが妙案はない。若者の立場からすれば、自分の親と同じ年代の人たちのなかに入っていく気にはならないのであろう。

現在の暮らし・まちづくり会議に若い人を参加させようとすることに無理があると考えた方がよい。例えば、市民電子会議室の参加者は、20代と30代が全体の6割を占めている。こうしたしくみを暮らし・まちづくり会議の中に持ち込めば若者参加の可能性はある。地域に根をおろし、そのうえでより広範な人々と意見交換し、情報発信する新たな方法が求められている。そのほか湘南台地区のイルミネーション事業に見られるように、大学生との連携は様々な分野で可能である。暮らし・まちづくり会議は、自由な活動が可能であり、そこに魅力があるのだから、検討の価値はある。

（10）地域の温度差をどうするか

暮らし・まちづくり会議の活動は、市民が自らの住環境をより住みやすく改善していくための取り組みであり、市民の力量が問われるしくみである。これは、道路、公園、公共施設などのハード面の改善に限らず、福祉、防災、教育、文化などのソフト面のサービスの向上も含まれる。各地区ともシビル・ミニマムとしての公共サービスは、行政が責任を持って提供している。それ以上のサービスについては、住民が努力した地区はそれに見合った分だけ付加されてよい。それが地域の温度差として現れるのであれば、それはやむを得ず、むしろ積極的に受け止めるべきことだと言ってよい。

段差のない街、
盲導犬のはいれる店、
みんなが声をかけあえる街。
「お手伝いしましょうか？」
「ありがとうございます」
心あたたかいふれあいがある、そんな街をめざしています！

◆トイレ探検隊◆◆◆

2001年春には、オフ会企画として江ノ島のトイレを探検しました(以下略)

⑦ 飯島農園

(2003年5月に開設しました)

四季折々、農家の様子や作物について紹介しています。

<藤沢ではいま、何が旬>

稲の種まきや田植えの様子等お知らせしました。

ズッキーニの料理法はいろいろですが、

意外に美味しいズッキーニの花のレシピも話題になりました。

藤沢の特産「藤稔」という葡萄の成長過程をお知らせしています。

皆様のご参加をお待ちしています。

藤沢市遠藤在住 飯島正博 農業経営(葡萄、梨、野菜全般、米など)

⑧ WEB版「ふじさわ自然通信」

〈WEB版◇藤沢サンクチュアリ〉

◎自然観察&発見会議室、WEB版「ふじさわ自然通信」と、

別館・身近な自然の写真館〈WEB版◆藤沢サンクチュアリ〉では、

皆さんからの身近な自然の情報を集めています。

“ハッピ野外体験教室”周辺や、遠く八重山諸島の自然情報など

藤沢以外の自然情報も満載です。

よければ私たちの会議室でWEB上の自然観察をお楽しみください。

身近な自然の素顔に出会えるかもしれません。

(3) 若く、新しい層が参加

発言登録者は電子会議室に積極的に参加しようとしている人と言える。では、そうした人たちはどんな層なのだろうか。登録内容から推測してみると、これまでは市政へのかかわりが少なかったフレッシュな顔ぶれが多いようである。その様子について図表4-6、図表4-7の計5つの円グラフを参照しながら見てみたい。

性別では、女性の進出が著しい。女性の発言登録者は、2000年7月に全体の4分の1にとどまっていたが、その後4年間に着実に増えて3分の1を超えるまでになってきた。次に目立つのは市外居住者の参加である。発言登録者を居住地別に見ると、市内在住者は68%にとどまり、残りの32%は市外在住者が占めている。こうした市外からの参加があることについて会議室の運営に当たってきた関係者は高く評価する。「外からの視点が入り入れられ、結果として、より多様な実りの多い議論ができることになっている」(『eデモクラシーへの挑戦』岩波書店刊)からである。

年代別では、若い成人層の参加が目立つ。登録者が多い年代順に並べると、30代、20代、40代、50代、60代、10代、70代以上となる。新しい情報技術を活用した試みであることを反映して30代と20代で全体の6割近くを占めるが、50代、60代もそれなりに参加しているのが当会議室の特色でもある。職業別には、「その他」を除くと、会社員、学生、公務員、自営業、団体職員の順。上位3者で5割を超える。

では、発言はどんな時間帯に多いのか?これはエリアによって違いがありそうだ。04年7月の「市民エリア」で発言数上位4会議室の履歴をのぞくと、夜9時を中心にして大きなヤマができていた。この時間帯を含む夕方6時から午前2時までの8時間で、全体の半分を超える。

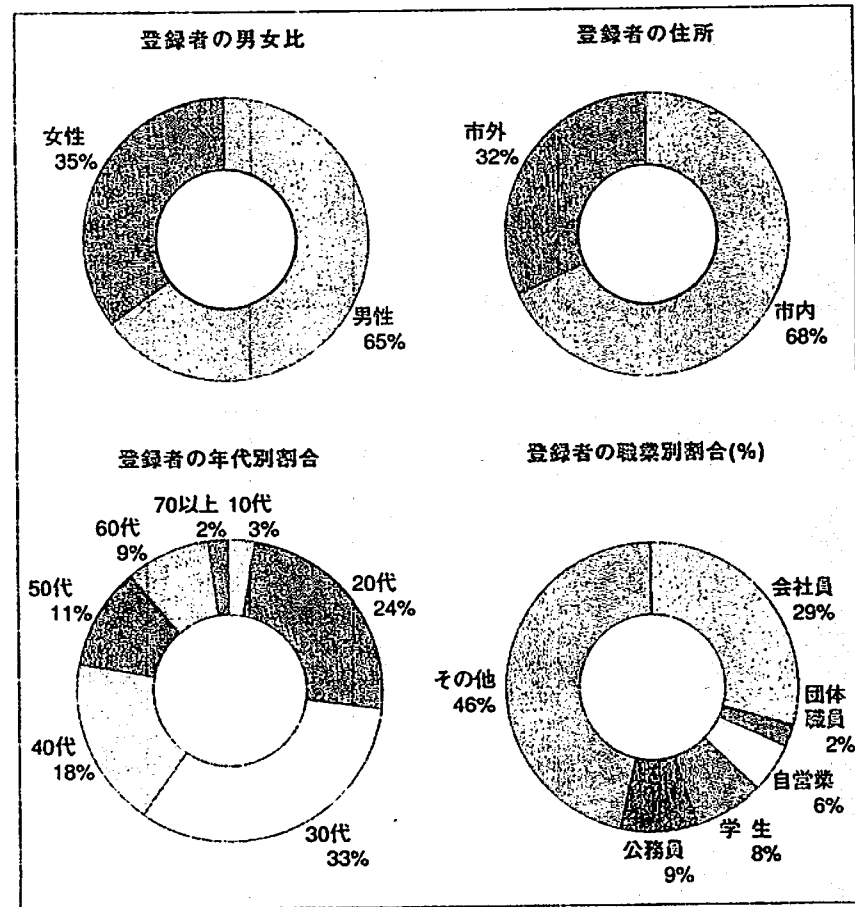
一方、「市役所エリア」の同年7、8月を見ると、午後1時、午前10時、夕方5時の順に多かった。そして午前9時から午後5時までの8時間で全体

第1部 都市コミュニティと市民自治

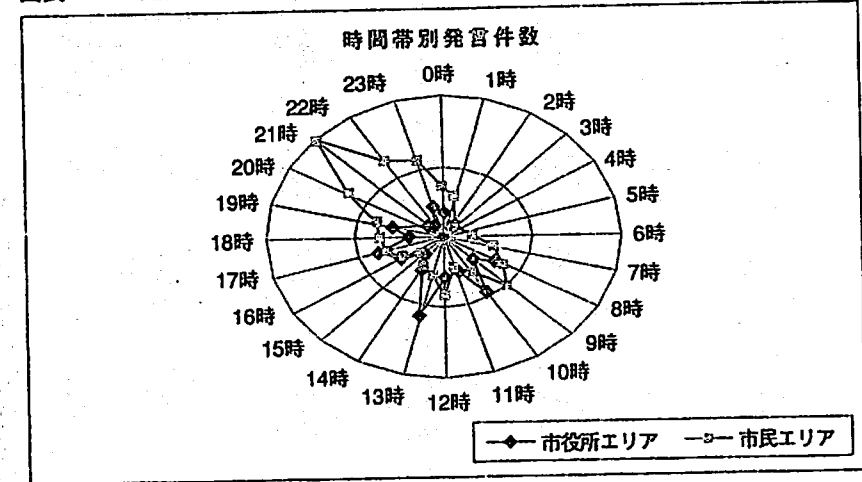
の発言件数の半分以上を占めていた。市民エリアで多い夕方6時以降の夜間の8時間は3割にも満たない。まとめると、市民エリアでは夜間、一段落してからの発言、市役所エリアでは昼間の発言が多かった。

こうしたことから電子会議室は「時間や場所の制約なしに参加できるため、これまで市政に参加する機会が少なかった人たちにも活用されている」と言えそうである。

図表4-6 どんな人が参加登録しているか



図表4-7 発言の多い時間帯は？



③ 電子会議室の仕組み

(1) 市役所と市民、2つのエリア

当市が市民電子会議室を設けたのには、2つの狙いがあった。1つは市政への市民参加を促すことであり、もう1つはネット上のコミュニティーを作ることである。問題はネット上ということで、どこの誰が、会議室で発言しているのかが分かりにくい点にある。こうした匿名性のため、好ましくない発言や個人攻撃がくりかえされ、円滑な運営ができなくなるなどの弱点があるとされる。では、そうした危険性をできるだけ少なくするにはどうしたらいいか？

きちんと参加ルールを作る一方で、ルールが守られているか目を光らせる適切な人材を配置してはどうか。しかし、あまりルールにこだわりすぎると、堅苦しくなって、盛り上がり欠けてしまう。そこで当市は専門家の助言を取り入れて性格やルールの異なる2つのエリアを設けることからはじめた。市政に反映させるような議論をする「市役所エリア」と、参加者が開いた会

社内運動会 不況で復活



定員の障害物競走にも 真剣三時馬場旭林市

職場に 体感・成果主義の反動?



辻 堅太郎 さん(24)

450万円の赤字を計上した「2009年度」の決算が発表された。東武の9年連続の赤字となった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。

「休日切りや残業削減」は、企業にとっての体感・成果主義の反動。体感・成果主義の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。

企業側は「体感・成果主義」の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。

日本大の経営陣は「体感・成果主義」の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。東武は「体感・成果主義」の反動があらわになった。

鳥取県の予算編成に参加した大学生 7.3.26. 辻 堅太郎 さん(24) 鳥取県の予算編成に参加した大学生 7.3.26. 辻 堅太郎 さん(24)

「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている

「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている

若者が地域を変える

英国の社会参画手法、日本で出版

社会参画の重要性が世界的に高まっている。英国の社会参画手法、日本で出版。社会参画の重要性が世界的に高まっている。英国の社会参画手法、日本で出版。

政策立案や組織評価

政策立案や組織評価の重要性が高まっている。英国の社会参画手法、日本で出版。政策立案や組織評価の重要性が高まっている。英国の社会参画手法、日本で出版。



「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている

「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている

「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている

「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている

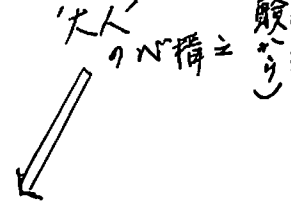
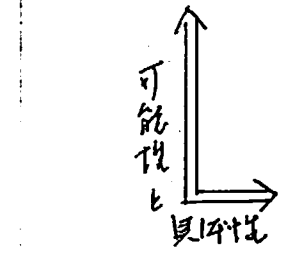
「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている



9.3.20

若者の意見と組織との関係、若者の市政への関与、接点のレベル、参加の機会、場や設定、文化的行事、行政の社会的起業、若者と能力の活用、可能性と実現性

社会と手法



「ヒア・パイ・ライト」の開催基準 7のスタンダードにそれぞれ7の指標がある。以下は一部を抜粋した。①共通の価値観 子ども・若者の参画が、組織の重要な課題として位置づけられている